

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【事業年度】 第14期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

【会社名】 コムシスホールディングス株式会社

【英訳名】 COMSYS Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加賀谷 卓

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目17番1号

【電話番号】 (03)3448 - 7100

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 尾崎 秀彦

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目17番1号

【電話番号】 (03)3448 - 7100

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 尾崎 秀彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
売上高	(百万円)	316,092	331,341	328,631	320,654	334,163
経常利益	(百万円)	22,914	28,078	28,121	24,223	25,341
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	13,284	16,389	16,767	15,420	14,485
包括利益	(百万円)	14,619	16,896	20,249	12,546	15,399
純資産額	(百万円)	173,411	179,414	194,038	196,543	202,943
総資産額	(百万円)	240,602	250,561	264,019	266,066	284,367
1株当たり純資産額	(円)	1,401.05	1,514.73	1,682.70	1,764.13	1,848.33
1株当たり当期純利益	(円)	106.82	136.08	142.72	136.75	129.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	106.40	135.34	141.90	136.18	129.52
自己資本比率	(%)	71.6	71.1	73.0	73.4	70.9
自己資本利益率	(%)	7.9	9.4	9.0	7.9	7.3
株価収益率	(倍)	10.69	11.89	10.41	12.71	15.30
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,963	24,185	26,575	13,089	12,545
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,554	6,228	11,882	7,303	9,940
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,489	10,511	12,199	11,307	12,178
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	23,469	30,915	33,435	28,818	20,879
従業員数	(名)	9,798	9,625	9,931	9,994	10,224

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数であります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
営業収益	(百万円)	3,356	3,382	5,495	4,359	9,972
経常利益	(百万円)	2,590	2,567	4,626	3,417	8,965
当期純利益	(百万円)	2,530	2,493	4,658	3,364	8,921
資本金	(百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	(千株)	145,977	145,977	145,977	141,000	141,000
純資産額	(百万円)	87,919	80,562	76,263	69,604	70,287
総資産額	(百万円)	143,237	142,808	135,959	137,528	90,968
1株当たり純資産額	(円)	709.40	679.06	660.80	623.07	638.51
1株当たり配当額	(円)	20.00	25.00	30.00	35.00	40.00
(内 1株当たり中間配当額)	(円)	(10.00)	(10.00)	(15.00)	(15.00)	(20.00)
1株当たり当期純利益	(円)	20.30	20.66	39.58	29.81	79.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	20.22	20.55	39.35	29.69	79.71
自己資本比率	(%)	61.0	56.1	55.7	50.2	76.6
自己資本利益率	(%)	2.8	3.0	6.0	4.6	12.9
株価収益率	(倍)	56.26	78.32	37.52	58.3	24.9
配当性向	(%)	98.52	121.02	75.79	117.41	50.02
従業員数	(名)	43	45	45	49	55

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数であります。

3 第11期事業年度の1株当たり配当額25円には、創立10周年の記念配当5円が含まれております。

4 第12期事業年度の1株当たり配当額30円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

5 第13期事業年度の1株当たり配当額35円には、普通配当増配による5円(期末配当額5円)が含まれております。

6 第14期事業年度の1株当たり配当額40円には、普通配当増配による5円(中間配当額5円)が含まれております。

7 第13期の発行済株式総数は、平成27年11月6日開催の取締役会決議により実施した自己株式4,977千株の消却により減少しております。

## 2 【沿革】

当社は、平成15年9月に日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社（平成17年4月に商号を株式会社三和エレクトリックから変更）及び株式会社T O S Y S（平成24年10月に商号を東日本システム建設株式会社から変更）の3社の株式移転により、純粋持株会社「コムシスホールディングス株式会社」として設立されました。

当社設立以降の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

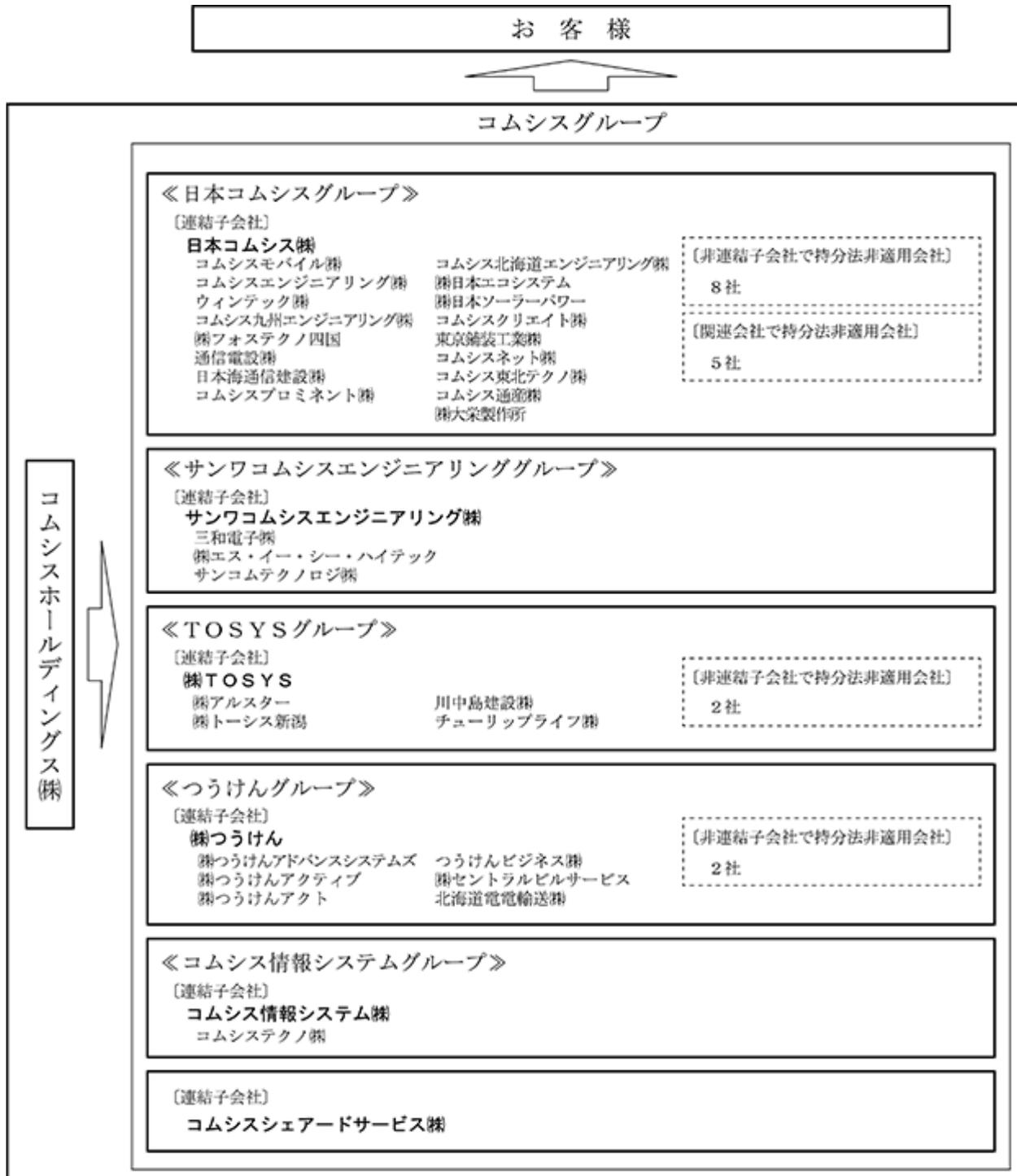
年 月	概 要
平成15年9月	日本コムシス株式会社、株式会社三和エレクトリック及び東日本システム建設株式会社が株式移転により当社を設立。 当社の普通株式を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場第一部に上場。
平成16年9月	株式会社三和エレクトリックの第三者割当増資を引き受け。
平成17年1月	株式会社三和エレクトリックのN T T 情報通信エンジニアリング事業を日本コムシス株式会社に集約。
平成17年4月	株式会社三和エレクトリックはサンワコムシスエンジニアリング株式会社に商号変更。 日本コムシス株式会社の電気通信エンジニアリング事業のうちキャリア系ビジネスをサンワコムシスエンジニアリング株式会社に集約。
平成17年10月	株式交換により国際電設株式会社（現 ウィンテック株式会社）を完全子会社化し、同日付で日本コムシス株式会社の完全子会社化。
平成19年4月	コムシスシェアードサービス株式会社を日本コムシス株式会社から当社の完全子会社とし、コムシスグループの共通業務アウトソーシング会社の位置付けを明確化。
平成21年4月	日本コムシス株式会社のI Tソリューション事業のうちソフトウェア開発事業を、新設分割により設立したコムシス情報システム株式会社へ承継し、同日付でコムシス情報システム株式会社を当社の完全子会社化。
平成22年10月	株式交換により株式会社つうけんを完全子会社化。
平成24年10月	東日本システム建設株式会社は株式会社T O S Y S に商号変更。
平成25年2月	株式会社つうけんを存続会社として、北東電設株式会社と合併。
平成25年7月	株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場への上場廃止。
平成25年10月	株式会社つうけんを存続会社として、株式会社つうけんハーテック、株式会社つうけん道央エンジニアリング、株式会社つうけん道北エンジニアリング、株式会社つうけん道東エンジニアリング、株式会社つうけん道南エンジニアリングと合併。
平成29年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行。

### 3 【事業の内容】

当社を持株会社とする「コムシスグループ」は、当社及び日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社、株式会社TOSYS、株式会社つうけん、コムシス情報システム株式会社の5統括事業会社に加え、子会社44社及び関連会社5社から構成され、電気通信設備工事業及び情報処理関連事業等を主な事業内容としております。

事業の系統図は概ね次のとおりであります。

平成29年3月31日現在



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

## 4 【関係会社の状況】

平成29年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
日本コムシス(株) (注)2、5	東京都品川区	10,000	日本コムシスグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 9名
サンワコムシスエンジニアリング(株) (注)2、5	東京都杉並区	3,624	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
(株)TOSYS	長野県長野市	450	TOSYSグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
(株)つうけん (注)2	札幌市中央区	1,432	つうけんグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
コムシス情報システム(株)	東京都港区	450	コムシス情報システムグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 1名
コムシスシェアードサービス(株)	東京都品川区	75	その他	100.0	業務の一部を委託していません。 役員の兼任 1名
コムシスマバイル(株)	東京都港区	54	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスエンジニアリング(株)	東京都杉並区	80	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
ウィンテック(株)	埼玉県戸田市	80	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス九州エンジニアリング(株)	福岡市博多区	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)フォステクノ四国	徳島県板野郡	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
通信電設(株)	横浜市都筑区	30	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
日本海通信建設(株)	新潟県妙高市	87	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスプロミネント(株)	大阪市住之江区	34	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス北海道エンジニアリング(株)	札幌市手稲区	20	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)日本エコシステム	東京都港区	100	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)日本ソーラーパワー	東京都港区	40	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスクリエイト(株)	東京都品川区	10	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
東京舗装工業(株)	東京都千代田区	100	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
コムシスネット(株)	東京都品川区	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス東北テクノ(株)	仙台市若林区	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス通産(株)	東京都港区	60	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	事務用機器等のリースを受けております。
(株)大栄製作所	神奈川県厚木市	60	日本コムシスグループ	70.9 (70.9)	営業上の取引はありません。
三和電子(株)	東京都千代田区	90	サンワコムシスエンジニアリンググループ	96.0 (96.0)	営業上の取引はありません。
(株)エス・イー・シー・ハイテック	千葉県我孫子市	30	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
サンコムテクノロジ(株)	東京都北区	30	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)アルスター	長野県 松本市	40	TOSYS グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)トースス新潟	新潟市 西区	42	TOSYS グループ	91.5 (91.5)	営業上の取引はありません。
川中島建設(株)	長野県 長野市	40	TOSYS グループ	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
チューリップライフ(株)	新潟市 西区	40	TOSYS グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアドバンスシステムズ	札幌市 白石区	350	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアクティブ	札幌市 中央区	80	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアクト	札幌市 厚別区	50	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
つうけんビジネス(株)	札幌市 白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)セントラルビルサービス	北海道 釧路市	10	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
北海道電電輸送(株)	札幌市 白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシステクノ(株)	東京都 港区	50	コムシス情報 システムグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 上記連結子会社37社は、いずれも有価証券報告書または有価証券届出書を提出しておりません。また、当社との「資金の集中・配分等のサービスに関する基本契約書」に基づき、キャッシュマネジメントシステム(CMS)を通じてコムシスグループ相互間で余剰不足資金を融通し、資金の効率化を図っております。

4 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

5 日本コムシス株式会社及びサンワコムシスエンジニアリング株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

日本コムシス株式会社の主要な損益情報等

売上高	191,624百万円
経常利益	21,681百万円
当期純利益	11,697百万円
純資産額	132,368百万円
総資産額	184,367百万円

サンワコムシスエンジニアリング株式会社の主要な損益情報等

売上高	36,763百万円
経常利益	1,623百万円
当期純利益	1,025百万円
純資産額	17,469百万円
総資産額	26,159百万円

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本コムシスグループ	5,164
サンワコムシスエンジニアリンググループ	1,450
TOSYSグループ	1,076
つうけんグループ	1,791
コムシス情報システムグループ	532
その他	211
合計	10,224

(注) 従業員数は、就業人員数であります。なお、当連結会計年度末における臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため記載しておりません(以下「(2)提出会社の状況」においても同じであります。)

## (2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
55	48.8	17.9	9,113,806

セグメントの名称	従業員数(名)
その他	55
合計	55

(注) 1 従業員数は、就業人員数であり、主としてグループ会社の出向者からなるため、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。

2 平均年間給与は、平成29年3月31日に在籍した従業員の給与の他、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

コムシスグループは、コムシス関連労働組合協議会(組合員数2,877人)、サンコムユニオン(組合員数517人)、トーシスグループ労働組合(組合員数665人)及び北海道情報通信建設労働組合(組合員数447人)があり、それぞれ情報産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係については良好であり、特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

##### <コムシスグループの業績>

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による各種政策の効果もあり、企業収益や雇用環境が改善するなど景気は緩やかに回復してまいりました。しかしながら、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速や英国の欧州連合（EU）離脱問題、米国の政権交代など海外経済の不確実性により、国内景気への影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

コムシスグループを取り巻く情報通信分野におきましては、光化を中心としたブロードバンド化・グローバル化の進展に加え、スマートフォン・タブレット端末の多様化・高機能化に伴い急増する大容量のトラフィックに対応するため、モバイルネットワーク環境の構築が進められております。また、公共・民間分野におきましては、あらゆるものがインターネットにつながるIoT、自ら学習し高度な判断が可能となるAI（人工知能）などICTを活用した新たなイノベーションや国土強靱化施策、環境・エネルギー事業及び東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた社会インフラ投資の拡大が期待されております。

コムシスグループといたしましては、太陽光発電設備工事をはじめとするグリーンイノベーション事業への取り組み、スマート社会に向けた公共投資・ICT投資の増加に対応した新たな事業領域へのチャレンジ及びM&Aの実施等トップラインの拡大に取り組んでまいりました。また、成長事業分野への要員流動、施工効率の向上及び経費削減等の利益改善にも努めてまいりました。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績につきましては、受注高3,701億9千万円（前期比11.5%増）、売上高3,341億6千万円（前期比4.2%増）となりました。

また、損益につきましては、構造改革による生産性向上等により、経常利益253億4千万円（前期比4.6%増）となりました。しかしながら親会社株主に帰属する当期純利益はのれん償却額を特別損失に計上したことにより144億8千万円（前期比6.1%減）となりました。

なお、グループ別の業績については、以下のとおりであります。

#### グループ別の受注高・売上高・セグメント利益[営業利益]

（単位：百万円）

セグメントの名称	受注高		売上高		セグメント利益 [営業利益]	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
日本コムシスグループ	245,501	15.2%	213,754	4.9%	18,314	0.8%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	44,502	2.1%	42,209	1.0%	1,833	56.0%
TOSYSグループ	22,841	9.0%	22,527	4.2%	1,231	12.9%
つうけんグループ	47,960	14.1%	46,116	5.5%	2,632	6.3%
コムシス情報システムグループ	8,351	10.5%	8,515	17.3%	760	15.0%

（注）「受注高」及び「売上高」は外部顧客への取引高を記載しております。なお、「セグメント利益」は当社及びセグメント間取引により生じた利益を含んでおります。

#### <日本コムシスグループの業績>

日本コムシスグループは、通信事業者の設備投資の抑制があったものの、国土強靱化施策、インフラの老朽化対策等の公共事業、太陽光発電設備工事をはじめとするグリーンイノベーション事業への取り組みやM & Aの実施等トップラインの拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は増加となり、営業利益も、構造改革による生産性向上等により増益となりました。

#### <サンワコムシスエンジニアリンググループの業績>

サンワコムシスエンジニアリンググループは、営業・施工一体の組織改編を実施し、新規案件獲得によるトップラインの拡大及び利益確保に向け積極的に取り組んでまいりました。

この結果、受注高は、NCCモバイル関連の設備投資が回復したことにより増加し、売上高は、電設・太陽光発電設備工事等の完成により増加となり、営業利益も、継続的な経費削減等により増益となりました。

#### <TOSYSグループの業績>

TOSYSグループは、グループ価値の最大化を目的とした「グループ一体的事業運営」を推進するとともに、減少傾向にあるNTT系事業において「攻めの営業」、「作業改善」など各種施策の展開による売上・利益確保を推進するとともに、民需系事業における受注拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は、通信事業者の設備投資の抑制や大型工事の工期延伸などにより減少となったものの、営業利益は、改善施策の効果により増益となりました。

#### <つうけんグループの業績>

つうけんグループは、お客様への積極的な提案営業、協力会社への安全監査を通じた業務品質の向上、新たに受託したNTT設備運営業務の効率的な運営、新規顧客の拡大など各種施策に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は、NTTアクセス系事業が堅調に推移したこと、モバイル関連工事の増加やグループ会社の新規受注の獲得などにより増加となり、営業利益も、各種システム導入に伴う業務の効率化による経費削減等により増益となりました。

#### <コムシス情報システムグループの業績>

コムシス情報システムグループは、通信事業分野の減少を最小限に抑えるとともに、官公庁系や金融系の新たな事業分野の拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は、新たな事業分野が堅調に推移したことにより増加となり、営業利益も、プロジェクトマネジメント強化等により増益となりました。

#### (参考) <当社(持株会社)の状況>

当社は、日本コムシス株式会社等統括事業会社から経営管理料として10億1千万円、配当金として89億6千万円を収受いたしました。この結果、営業収益99億7千万円、営業利益89億8千万円及び当期純利益89億2千万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ79億3千万円減少し、208億7千万円（前期比27.5%減）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

## &lt; 営業活動によるキャッシュ・フロー &gt;

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益228億円、減価償却費57億2千万円などの増加要因に対し、法人税等の支払額83億5千万円、売上債権76億9千万円などの減少要因を差し引いた結果、125億4千万円の収入(前連結会計年度は130億8千万円の収入)となりました。

## &lt; 投資活動によるキャッシュ・フロー &gt;

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出88億6千万円、無形固定資産の取得による支出11億7千万円などにより、99億4千万円の支出(前連結会計年度は73億円の支出)となりました。

## &lt; 財務活動によるキャッシュ・フロー &gt;

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出80億2千万円、配当金の支払額44億3千万円などにより、121億7千万円の支出(前連結会計年度は113億円の支出)となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

コムシスグループが営んでいる事業の大部分を占める電気通信設備工事事業では生産実績を定義することが困難であり、また請負形態をとっているため販売実績という定義は実態にそぐいません。

よって「生産、受注及び販売の状況」については、当社の連結での受注、売上及び手持高の状況をセグメント別に記載しております。

## (1) 受注実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	213,116	245,501	15.2
サンワコムシスエンジニアリンググループ	43,604	44,502	2.1
TOSYSグループ	25,086	22,841	9.0
つうけんグループ	42,020	47,960	14.1
コムシス情報システムグループ	7,556	8,351	10.5
その他	601	1,040	72.9
合 計	331,986	370,198	11.5

(注) 1 受注実績は外部顧客への取引高を記載しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 売上実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	203,753	213,754	4.9
サンワコムシスエンジニアリンググループ	41,794	42,209	1.0
TOSYSグループ	23,524	22,527	4.2
つうけんグループ	43,721	46,116	5.5
コムシス情報システムグループ	7,258	8,515	17.3
その他	601	1,040	72.9
合 計	320,654	334,163	4.2

- (注) 1 売上実績は外部顧客への取引高を記載しております。  
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 主な相手先別の売上及びその割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
NTTグループ	182,589	56.9	184,509	55.2

- (注) 1 NTTグループは、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ等であります。  
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## (3) 手持高

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	86,054	109,520	27.3
サンワコムシスエンジニアリンググループ	10,533	12,936	22.8
TOSYSグループ	6,280	6,594	5.0
つうけんグループ	4,966	6,809	37.1
コムシス情報システムグループ	1,658	1,494	9.9
その他			
合 計	109,492	137,356	25.4

- (注) 1 手持高は外部顧客への取引高を記載しております。  
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針・経営戦略等

コムシスグループは創立以来、社会・経済活動を根底から支え、次世代へと発展させていく様々なインフラ建設に取り組んでまいりました。

具体的には、時代のニーズに合わせて、パートナーともビジネス連携を図り、情報通信インフラ建設をはじめ都市環境整備やICT関連工事、太陽光発電等の再生エネルギー事業に至るまで積極的な事業拡大を続けてきております。

今後の市場環境は大きく変わってまいりますが、当社グループは、中長期的な展望に立ち、生産性の向上やコスト競争力の強化によって、厳しい競争環境に打ち勝つ「構造改革」の取り組みを継続していく考えであります。その上で、社会の基盤となる重要な公共インフラを先進の技術で構築し、経済の成長や生活の豊かさの実現のみならず、防災事業などによる安心・安全で持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

コムシスグループは、平成26年に10年後におけるビジネス環境を見据えた経営と各事業の目指すべき指標を策定いたしました。

売上高4,000億円以上

営業利益300億円以上

非キャリア系事業（社会システム、ITソリューション）の売上高比率の向上

上記指標の達成に向け、これまで培ってきた通信系インフラ建設に加え、社会生活を支える多様なインフラ建設により、これまで以上の社会貢献と企業価値の向上を目指します。

#### (3) 経営環境及び対処すべき課題

コムシスグループを取り巻く環境は、公共・民間分野におきましては、ICTを活用したIoTや東日本大震災の本格復興、国土強靱化施策、再生可能エネルギー事業及び東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた社会インフラ投資の増加が期待されております。

しかしながら、情報通信分野におきましては、スマートフォンやタブレット端末の多様化・高機能化に向けた技術革新等、サービス内容やマーケット状況の変化に伴う需要喚起はあるものの、通信事業者の投資構造につきましては、インフラ整備からコンテンツ等のサービスへ転換したことによる設備投資の減少が見込まれるなど、厳しい経営環境が想定されます。

このような状況のもと、コムシスグループといたしましては、中長期的な経営戦略である「COMSYS WAY<sup>®</sup>」をより一層進めてまいりますが、具体的には以下の課題に取り組んでまいります。

##### トップラインの拡大

- ・ 公共投資・ICT投資の増加に対応した積極的受注の拡大
- ・ 太陽光事業を含めたグリーンイノベーション事業の積極的拡大
- ・ 「スマート社会」へ向けた新たな事業領域へのチャレンジ
- ・ M&A・アライアンスの強化

##### 構造改革の推進

- ・ 成長事業分野への要員流動
- ・ 社員のマルチスキル化によるリソースの最大活用
- ・ 働き方改革による労働生産性の向上
- ・ グループ会社の一体的な営業・施工体制の強化
- ・ 受注から施工管理までをトータルにマネジメントする施工ITプラットフォームの活用

#### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

##### (1) 特定取引先への依存に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業はNTTグループ各社を主要取引先とした電気通信設備工事事業であります。その依存度が50%を超えているため、NTTグループ各社の設備投資の規模や構造等の動向により、コムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

##### (2) 安全品質に関するリスク

コムシスグループは「安全・品質と信頼の確保」を最優先に、人身事故はもとより設備事故を含めた「事故の撲滅」を目標に、協力会社を含めた社員研修等の実施により、工事の安全品質管理の徹底に取り組んでおります。しかしながら、万が一、事故を発生させた場合、各取引先からの信頼を失うとともに、一定期間指名停止等による受注機会の喪失や瑕疵担保責任及び製造物責任の履行等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

また、コムシスグループは、個人情報を含む取引先から委託された情報等の管理については、統括事業会社のISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）やプライバシーマークの認証取得の実績を活かし、グループ全体として情報セキュリティ管理に万全を期しております。しかしながら、万が一、預かった情報の処理・保管等の再委託先による情報流出や外部からの不正アクセス等の犯罪行為による情報漏洩が発生した場合、各取引先に対する信頼を失うとともに、管理責任を問われる損害賠償責任の履行等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

##### (3) 業績の季節変動に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業である電気通信設備工事事業においては、受注及び売上の計上が第4四半期に偏重する傾向があるため、連結会計期間の上半期と下半期のグループ業績に著しい相違が生じるリスクを有しております。

##### (4) 保有資産に関するリスク

コムシスグループは、事業運営上の必要性から、不動産や有価証券等の資産や年金資産を保有しておりますが、時価の変動等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

##### (5) 取引先の信用リスク

コムシスグループは、取引先に関して外部調査機関等の利用によるリアルタイムな与信管理を厳格に行うとともに、法務部門による契約書審査を行うなど、信用リスク回避に向けて万全の体制を構築しております。しかしながら、万が一、取引先の信用不安が発生した場合、当該取引先が顧客であれば工事代金の回収不能の発生、または、外注先であれば工事の施工遅延等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

平成29年3月23日に開催された取締役会において、当社は、当社を株式交換完全親会社、株式会社カンドーを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議するとともに、同日付で株式交換契約を締結しました。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（追加情報）」に記載しております。

#### 6 【研究開発活動】

コムシスグループは、新規事業分野に係る技術開発と、施工効率及び安全・品質の向上に関する各事業の技術支援活動に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1億6千万円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

コムシスグループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって、必要と思われる見積り及び判断は合理的な基準に基づき実施しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。なお、詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

#### 概要

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載のように、コムシスグループを取り巻く情報通信分野におきましては、光化を中心としたブロードバンド化・グローバル化の進展に加え、スマートフォン・タブレット端末の多様化・高機能化に伴い急増する大容量のトラフィックに対応するため、モバイルネットワーク環境の構築が進められております。

また、公共・民間分野におきましては、あらゆるものがインターネットにつながるIoT、自ら学習し高度な判断が可能となるAI（人工知能）などICTを活用した新たなイノベーションや国土強靱化施策、環境・エネルギー事業及び東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた社会インフラ投資の拡大が期待されております。

このような状況のもと、コムシスグループといたしましては、太陽光発電設備工事をはじめとするグリーンイノベーション事業への取り組み、スマート社会に向けた公共投資・ICT投資の増加に対応した新たな事業領域へのチャレンジ及びM&Aの実施等トップラインの拡大に取り組んでまいりました。また、成長事業分野への要員流動、施工効率の向上及び経費削減等の利益改善にも努めてまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は3,341億6千万円、営業利益は250億3千万円、経常利益は253億4千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は144億8千万円となりました。

#### 売上高

グリーンイノベーション事業への取り組みやM&Aの実施等により、当連結会計年度の売上高は3,341億6千万円となり、前連結会計年度に比べ135億円の増収となりました。

#### 営業利益

構造改革による生産性向上により、当連結会計年度の営業利益は250億3千万円となり、前連結会計年度に比べ11億8千万円の増益となりました。

#### 経常利益

当連結会計年度の営業外収益は4億5千万円となりました。これは受取配当金1億7千万円などによるものであります。また、営業外費用は1億4千万円となりました。これは、賃貸費用6千万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の経常利益は253億4千万円となり、前連結会計年度に比べ11億1千万円の増益となりました。

#### 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の特別利益は6億4千万円となりました。これは貸倒引当金戻入額3億2千万円などによるものであります。また、特別損失は31億8千万円となりました。これは、のれん償却額22億7千万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は144億8千万円となり、前連結会計年度に比べ9億3千万円の減益となりました。

## (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

## (4) 経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

## (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

## 財政状態

## (資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ116億1千万円増加し、1,671億6千万円となりました。これは受取手形・完成工事未収入金等が117億6千万円増加したことなどによるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ66億8千万円増加し、1,172億円となりました。これは有形固定資産が140億9千万円増加し、無形固定資産が23億2千万円、投資その他の資産が50億8千万円減少したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べ183億円増加し、2,843億6千万円となりました。

## (負債の部)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ100億6千万円増加し、712億8千万円となりました。これは支払手形・工事未払金等が63億8千万円、その他に含まれる預り金が40億円増加したことなどによるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ18億3千万円増加し、101億3千万円となりました。これは繰延税金負債が8億9千万円、退職給付に係る負債が6億2千万円増加したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ119億円増加し、814億2千万円となりました。

## (純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ64億円増加し、2,029億4千万円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純利益の計上などにより利益剰余金が93億4千万円増加し、自己株式の取得等により純資産が減少したことなどによるものであります。

この結果、自己資本比率は70.9%（前連結会計年度末は73.4%）となりました。

## キャッシュ・フロー

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

## 財政政策

コムシスグループでは、有利子負債を圧縮し、連結ベースでの資金管理の強化を図るため、キャッシュマネジメントシステム（CMS）を導入しております。

## (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしましたコムシスグループの設備投資総額は96億2千万円であります。その主なものは、工事基地等を集約し生産性の向上を図るため、日本コムシス株式会社及び株式会社TOSYSによる新拠点の建物建設（福岡県筑紫野市、長野県松本市）であります。また、コムシスクリエイト株式会社による売電事業に係る太陽光発電所建設であります。さらに、コムシスグループの既存経理システムやワークフローシステムの機能追加のほか、工事車両及び工具器具備品の拡充・更新等への投資であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

該当事項はありません。

##### (2) 国内子会社

平成29年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物・ 構築物	機械装置・運搬具 工具器具・備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産		合計
日本コムシス㈱ (東京都品川区)	日本コムシスグループ	工事基地 事務所	17,182	480	27,658 (186)	442	45,764	2,901
サンワコムシス エンジニアリング㈱ (東京都杉並区)	サンワコムシスエンジ ニアリンググループ	工事基地 事務所	654	48	984 (3)	55	1,742	705
㈱TOSYS (長野県長野市)	TOSYSグループ	工事基地 事務所	2,435	91	2,562 (99)	4	5,094	634
㈱つうけん (札幌市中央区)	つうけんグループ	工事基地 事務所	4,343	135	3,366 (720)		7,845	883
コムシス情報システム㈱ (東京都港区)	コムシス情報システム グループ	工事基地 事務所	4	12	( )		16	376
コムシスシェアード サービス㈱ (東京都品川区)	その他	寮・社宅 事務所	1,362	15	932 (3)		2,310	156

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
日本コムシス㈱ 賃貸用不動産 (福岡市博多区)	日本コムシス グループ	賃貸用 不動産	332		自己資金	平成30年 5月	平成31年 1月	
㈱TOSYS (仮称)南信事業所 (長野県上伊那郡)	TOSYS グループ	工事基地 事務所	600	10	自己資金	平成29年 10月	平成30年 4月	分散施設の集約等による 作業効率の向上
コムシスクリエイト㈱ (仮称)利府町太陽光 発電所 (宮城県宮城郡)	日本コムシス グループ	太陽光 発電所	3,600	93	自己資金	平成29年 7月	平成30年 9月	

##### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	580,000,000
計	580,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	141,000,000	141,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	141,000,000	141,000,000		

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権

第3回新株予約権 取締役会の決議日(平成21年8月7日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	260 (注)1	260 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,000 (注)1、2	26,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日～ 平成51年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成50年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約(以下「新株予約権割当契約」という。)に定める条件による。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>4. その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

- 4 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権

第4回新株予約権 取締役会の決議日(平成22年8月10日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	354 (注)1	354 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,400 (注)1、2	35,400 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～ 平成52年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 605 資本組入額 303	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成51年8月27日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6カ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件  
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権

第5回新株予約権 取締役会の決議日(平成23年8月10日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	418 (注)1	418 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,800 (注)1、2	41,800 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月27日～ 平成53年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 631 資本組入額 316	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成52年8月27日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6カ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件  
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権

第6回新株予約権 取締役会の決議日(平成24年8月8日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	457 (注)1	457 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,700 (注)1、2	45,700 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月25日～ 平成54年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 862 資本組入額 431	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成53年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6カ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件  
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

第7回新株予約権 株主総会の特別決議日(平成24年6月28日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	305 (注)1	275 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,500 (注)1、2、3	27,500 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,005 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月29日～ 平成30年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,005 資本組入額 503	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

## 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権

第8回新株予約権 取締役会の決議日(平成25年8月6日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	425 (注)1	425 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,500 (注)1、2	42,500 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月24日～ 平成55年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,075 資本組入額 538	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成54年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6カ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件  
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

第9回新株予約権 株主総会の特別決議日(平成25年6月27日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	594 (注)1	316 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,400 (注)1、2、3	31,600 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,366 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月24日～ 平成31年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,366 資本組入額 683	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

## 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権

第10回新株予約権 取締役会の決議日(平成26年8月5日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	287 (注)1	287 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,700 (注)1、2	28,700 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月23日～ 平成56年8月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,746 資本組入額 873	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成55年8月23日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6カ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注) 4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件  
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

第11回新株予約権 株主総会の特別決議日(平成26年6月27日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,465 (注)1	2,580 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	346,500 (注)1、2、3	258,000 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,969 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月23日～ 平成32年8月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,969 資本組入額 985	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

## 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権

第12回新株予約権 取締役会の決議日(平成27年8月6日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	429 (注)1	429 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,900 (注)1、2	42,900 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月22日～ 平成57年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,392 資本組入額 697	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成56年8月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6カ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件  
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

第13回新株予約権 株主総会の特別決議日(平成27年6月26日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,715 (注)1	3,715 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	371,500 (注)1、2、3	371,500 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,928 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成29年8月22日～ 平成36年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,928 資本組入額 964	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

## 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権

第14回新株予約権 取締役会の決議日(平成28年8月5日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	592	592
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,200 (注)1	59,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月24日～ 平成58年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,705 資本組入額 853	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、平成57年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6カ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	(注)2

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 2 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)3の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 3 新株予約権の取得の事由及び条件  
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

第15回新株予約権 株主総会の特別決議日(平成28年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,675	3,675
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	367,500 (注)1、2	367,500 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,923 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成30年8月24日～ 平成37年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,923 資本組入額 962	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

- 2 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)5の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年11月30日 (注) 1	4,977,886	141,000,000		10,000		58,815
平成28年6月29日 (注) 2		141,000,000		10,000	48,815	10,000

(注) 1 自己株式の消却による減少であります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

## (6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		61	31	143	286	3	7,375	7,899	
所有株式数 (単元)		602,373	56,415	70,787	235,919	50	443,140	1,408,684	131,600
所有株式数 の割合(%)		42.76	4.00	5.03	16.75	0.00	31.46	100.00	

(注) 1 自己株式31,824,598株は、「個人その他」に318,245単元及び「単元未満株式の状況」に98株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ36単元及び48株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	19,364	13.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,808	9.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・住友電気工業株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,166	3.66
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	3,262	2.31
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	2,590	1.83
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	2,000	1.41
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー	1,668	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,609	1.14
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,554	1.10
日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	1,408	0.99
計		51,433	36.47

- (注) 1 当社は、平成29年3月31日現在自己株式31,824,598株(22.57%)を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
- 2 平成28年8月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が平成28年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,128	2.22
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	414	0.29
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	5,270	3.74
計		8,813	6.25

- 3 平成28年10月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者が平成28年10月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	427	0.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,935	2.08
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,028	2.15
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	760	0.54
計		7,152	5.07

- 4 平成28年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者が平成28年10月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	819	0.58
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	6,358	4.51
計		7,178	5.09

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 31,824,500 (相互保有株式) 普通株式 40,600		単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 109,003,300	1,090,033	
単元未満株式	普通株式 131,600		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	141,000,000		
総株主の議決権		1,090,033	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,600株(議決権36個)及び48株含まれております。

- 2 単元未満株式数には当社所有の自己株式98株、日本コムシス株式会社所有の相互保有株式26株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) コムシスホールディングス株式会社	東京都品川区東五反田 二丁目17番1号	31,824,500		31,824,500	22.57
(相互保有株式) 日本コムシス株式会社	東京都品川区東五反田 二丁目17番1号	40,600		40,600	0.02
計		31,865,100		31,865,100	22.59

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

第3回新株予約権	
決議年月日	平成21年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年3月31日現在、付与対象者は権利行使により24名減少し、計4名であります。

第4回新株予約権	
決議年月日	平成22年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年3月31日現在、付与対象者は権利行使により24名減少し、計4名であります。

第5回新株予約権	
決議年月日	平成23年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 21
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年3月31日現在、付与対象者は権利行使により27名減少し、計4名であります。

第6回新株予約権	
決議年月日	平成24年8月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 22
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年3月31日現在、付与対象者は放棄により1名減少、権利行使により26名減少し、計6名であります。

第7回新株予約権	
決議年月日	平成24年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社子会社取締役 124 当社子会社執行役員 42
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年3月31日現在、付与対象者は退職等により5名減少、権利行使により152名減少し、計20名であります。

第8回新株予約権	
決議年月日	平成25年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 23
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年3月31日現在、付与対象者は権利行使により19名減少し、計14名であります。

第9回新株予約権	
決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 43
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年3月31日現在、付与対象者は退職等により3名減少、権利行使により56名減少し、計20名であります。

第10回新株予約権	
決議年月日	平成26年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 27
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年3月31日現在、付与対象者は権利行使により18名減少し、計18名であります。

第11回新株予約権	
決議年月日	平成26年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 42
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年 3 月31日現在、付与対象者は退職等により 1 名減少し、権利行使により 3 名減少し、計74名であります。

第12回新株予約権	
決議年月日	平成27年 8 月 6 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年 3 月31日現在、付与対象者は権利行使により10名減少し、計24名であります。

第13回新株予約権	
決議年月日	平成27年 6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年 3月31日現在、付与対象者は退職等により 1名減少し、計76名であります。

第14回新株予約権	
決議年月日	平成28年 8月 5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第15回新株予約権	
決議年月日	平成28年 6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年5月10日)での決議状況 (取得期間平成28年7月1日～平成29年3月31日)	3,300,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	2,658,700	4,999,869,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	641,300	130,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	19.43	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	19.43	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年11月8日)での決議状況 (取得期間平成28年11月9日～平成29年3月31日)	2,000,000	3,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,485,300	2,999,967,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	514,700	32,100
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	25.74	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	25.74	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成29年5月9日)での決議状況 (取得期間平成29年5月10日～平成30年3月31日)	2,750,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額	2,750,000	5,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含まれておりません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

## 会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	584	1,101,017
当期間における取得自己株式	63	130,509

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	2,128,883	2,561,046,249		
その他(新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡請求による売渡)	349,720	427,228,700	119,300	154,732,100
保有自己株式数	31,824,598		31,705,361	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、配当金については、安定的・継続的な配当を中心としつつ、業績連動にも配慮していくことを基本方針としております。

毎事業年度における配当の回数は中間配当金及び期末配当金の年2回としており、それぞれの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の1株当たりの配当金については、上記方針に基づき、5円増配し、年間40円（中間配当20円、期末配当20円）となりました。加えて、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、当事業年度中に自己株式の取得（414万株、79億9千万円）を実施いたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年11月8日 取締役会決議	2,222	20.00
平成29年6月29日 定時株主総会決議	2,183	20.00

### 4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	1,248	1,758	2,050	1,918	2,198
最低(円)	755	1,082	1,381	1,372	1,514

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	1,884	1,973	2,161	2,198	2,077	2,147
最低(円)	1,758	1,775	1,943	2,072	1,962	1,969

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

男性16名 女性 名 ( 役員のうち女性の比率 % )

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長		加賀谷 卓	昭和32年3月12日生	平成17年7月 日本電信電話株式会社第五部門担当 部長 平成20年6月 東日本電信電話株式会社取締役千葉 支店長 平成24年6月 同社常務取締役東京支店長 平成26年7月 同社常務取締役東京事業部長 平成27年6月 日本コムシス株式会社取締役副社長 執行役員副社長 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 日本コムシス株式会社代表取締役社 長執行役員社長(現任) 平成28年6月 当社代表取締役 平成29年6月 当社代表取締役社長(現任) <他の会社の代表状況> 平成28年6月 日本コムシス株式会社代表取締役社 長執行役員社長	(注)3	130
取締役		伊東 則 昭	昭和27年4月3日生	平成17年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 株式会社NTTドコモ)取締 役執行役員経営企画部長 平成20年6月 西日本電信電話株式会社代表取締役 副社長 平成24年6月 日本コムシス株式会社代表取締役副 社長執行役員副社長 平成24年6月 当社取締役 平成25年6月 日本コムシス株式会社代表取締役社 長執行役員社長 平成28年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成28年6月 当社取締役 コンプライアンス担当 (現任) <他の会社の代表状況> 平成28年6月 日本コムシス株式会社代表取締役会 長	(注)3	208
取締役		小川 亮 夫	昭和27年4月7日生	平成15年4月 東日本電信電話株式会社設備部エン 지니어リングセンタ所長 平成17年7月 日本コムシス株式会社 入社 平成18年7月 同社執行役員 平成19年7月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役常務執行役員 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 日本コムシス株式会社取締役専務執 行役員 平成25年2月 株式会社TOSYS代表取締役副社 長 平成25年4月 同社代表取締役社長(現任) <他の会社の代表状況> 平成25年4月 株式会社TOSYS代表取締役社長	(注)3	73

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		大村佳久	昭和31年4月2日生	平成21年6月 東日本電信電話株式会社取締役コンシューマ事業推進本部オフィス営業推進部長 平成24年6月 同社常務取締役ビジネス&オフィス事業推進本部長 平成25年7月 同社常務取締役ビジネス&オフィス営業推進本部長 平成26年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員 平成28年3月 株式会社つうけん取締役 平成28年4月 同社代表取締役副社長 平成28年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任) <他の会社の代表状況> 平成28年6月 株式会社つうけん代表取締役社長	(注)3	44
取締役		坂本繁実	昭和31年1月29日生	昭和53年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社)入社 平成22年6月 同社調達部長 平成22年7月 同社執行役員 平成24年5月 コムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長 平成26年6月 日本コムシス株式会社取締役執行役員 平成26年6月 当社取締役人事部長 平成27年6月 当社人事部長 平成28年5月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長(現任) 平成28年6月 当社取締役 NCC事業推進、民需事業推進担当(現任) <他の会社の代表状況> 平成28年5月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長	(注)3	77
取締役		青山明彦	昭和30年11月23日生	平成16年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 株式会社NTTドコモ)プロダクト&サービス本部プラットフォーム部長 平成20年7月 日本コムシス株式会社ITビジネス事業本部情報ビジネス本部副本部長 平成21年4月 コムシス情報システム株式会社 入社 平成21年7月 同社執行役員経営企画部長 平成23年6月 同社取締役経営企画部長 平成25年4月 株式会社つうけんアドバンスシステムズ代表取締役社長 平成28年6月 コムシス情報システム株式会社代表取締役執行役員社長(現任) 平成29年6月 当社取締役(現任) <他の会社の代表状況> 平成28年6月 コムシス情報システム株式会社代表取締役執行役員社長	(注)3	107

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	経営企画 部長	熊 谷 仁	昭和32年2月2日生	昭和54年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社)入社 平成19年7月 東日本システム建設株式会社(現株式会社TOSYS)執行役員 平成21年7月 日本コムシス株式会社NTT事業本部アクセスシステム部アクセス事業改革推進プロジェクト室長 平成22年7月 同社執行役員 平成25年2月 当社経営企画部担当部長 平成25年6月 日本コムシス株式会社取締役執行役員 平成25年6月 当社取締役経営企画部長 平成28年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員経営企画部長(現任) 平成29年6月 当社取締役経営企画部長 事業改革推進、ITシステム担当(現任)	(注)3	48
取締役		佐 藤 謙 一	昭和32年7月21日生	平成19年6月 東日本電信電話株式会社埼玉支店長 平成22年6月 同社取締役埼玉支店長 平成23年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー代表取締役副社長ネットワークビジネス事業本部長 平成25年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員NTT事業本部長(現任) 平成27年6月 当社取締役 NTT事業推進担当(現任)	(注)3	43
取締役	財務部長	尾 崎 秀 彦	昭和32年8月20日生	平成19年4月 東日本電信電話株式会社相互接続推進部長 平成23年6月 株式会社NTTファシリティーズ取締役財務部長 平成26年6月 日本コムシス株式会社 入社 平成26年6月 当社財務部担当部長 平成26年7月 日本コムシス株式会社執行役員 平成27年6月 株式会社つうけん取締役(現任) 平成27年6月 日本コムシス株式会社取締役(現任) 平成27年6月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社取締役(現任) 平成27年6月 株式会社TOSYS取締役(現任) 平成27年6月 コムシス情報システム株式会社取締役(現任) 平成27年6月 当社取締役財務部長 IR、内部統制監査、総務担当(現任)	(注)3	50
取締役	人事部長	須 田 憲 雄	昭和30年8月18日生	昭和53年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社)入社 平成22年7月 同社ドコモ事業本部営業部長 平成25年4月 同社ドコモ事業本部企画部長 平成25年7月 同社執行役員 平成28年6月 当社人事部長 平成28年6月 日本コムシス株式会社取締役執行役員人材育成部長(現任) 平成29年6月 当社取締役人事部長 モバイル事業推進担当(現任)	(注)3	56

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)		西山 剛	昭和28年12月24日生	平成16年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 株式会社NTTドコモ)取締役 無線アクセスネットワーク部長 平成17年6月 同社執行役員資材部長 平成19年6月 日本コムシス株式会社 入社 平成19年7月 同社執行役員 平成20年6月 同社取締役執行役員 平成24年6月 同社取締役常務執行役員 平成25年6月 当社取締役 平成27年6月 日本コムシス株式会社取締役専務執 行役員 平成29年6月 同社監査役(現任) 平成29年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	131
取締役 (監査等委員)		上 脇 晃一郎	昭和31年3月18日生	昭和54年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コ ムシス株式会社)入社 平成18年4月 当社総務人事部グループ人事部門長 平成18年7月 日本コムシス株式会社人事部長 平成20年4月 同社人材育成部人事部長 平成24年7月 同社執行役員 平成25年6月 コムシスシェアードサービス株式会 社代表取締役社長 平成28年6月 日本コムシス株式会社監査役(現 任) 平成28年6月 当社監査役 平成29年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	65
取締役 (監査等委員)		成 宮 憲 一	昭和26年5月3日生	昭和51年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電 話株式会社)入社 平成11年7月 東日本電信電話株式会社技術部担当 部長 平成14年6月 同社技術部長 平成16年6月 同社退職 平成16年6月 富士通アクセス株式会社(現 富士 通テレコムネットワークス株式会 社)執行役員 平成19年6月 同社取締役常務執行役員 平成25年6月 同社特命顧問 平成27年6月 当社社外取締役 平成27年10月 富士通株式会社ネットワークビジネ スグループ特命顧問 平成29年6月 同社社会基盤ビジネス本部顧問(現 任) 平成29年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)		宮 下 正 彦	昭和31年10月3日生	昭和55年4月 警察庁入庁 平成4年4月 弁護士(第一東京弁護士会所属) 登録 友常木村見富法律事務所 平成7年6月 シカゴ大学ロースクール修士課程卒 平成13年6月 岡本硝子株式会社社外監査役 平成16年3月 TMI総合法律事務所(現任) 平成20年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役 平成29年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)		三枝 隆 治	昭和27年4月20日生	昭和50年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成10年6月 同行ニューヨーク支店副支店長 平成13年4月 ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア取締役副会長 平成16年8月 千代田化工建設株式会社執行役員 平成17年1月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 退職 平成17年6月 同社常務執行役員 平成22年6月 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社) 常勤監査役 平成26年6月 当社社外監査役 平成28年10月 西日本三菱自動車販売株式会社社外監査役(現任) 平成28年10月 中部三菱自動車販売株式会社社外監査役(現任) 平成29年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)		小野原 一 賀	昭和24年1月1日生	平成17年4月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社) 参与エンジニアリング事業本部建築事業部長 平成18年4月 同社参与エンジニアリング事業本部調達本部長、建築・鋼構造事業部長 平成18年6月 新日鉄エンジニアリング株式会社(現 新日鐵住金エンジニアリング株式会社) 取締役常務執行役員 平成22年4月 同社代表取締役副社長 平成23年4月 日鉄パイプライン株式会社(現 日鉄住金パイプライン&エンジニアリング株式会社) 代表取締役社長 平成26年4月 同社取締役相談役 平成28年6月 当社社外監査役 平成29年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
計						1,032

(注) 1 平成29年6月29日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。

2 取締役 成宮憲一氏、宮下正彦氏、三枝隆治氏及び小野原一賀氏は、社外取締役であります。

3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査等委員である取締役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コムシスグループは、企業価値の向上を図るためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識し、その充実に努めることにより、各ステークホルダーから信頼・評価される真の実力を持った会社を目指すこととしております。

そのためには、会社経営の透明性・健全性の確立が不可欠であり、適切な情報開示の確保、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化及びコムシスグループの行動規範の徹底、内部統制の強化、事業活動に基づく社会への貢献について一層の定着を図っていく考えであります。

#### 企業統治の体制

##### イ 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社へ移行し、株主総会、取締役会、監査等委員会などから構成されております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、その特徴である取締役会の監督機能の強化と迅速な意思決定を行う体制整備を図り、さらなる企業価値向上を目指します。

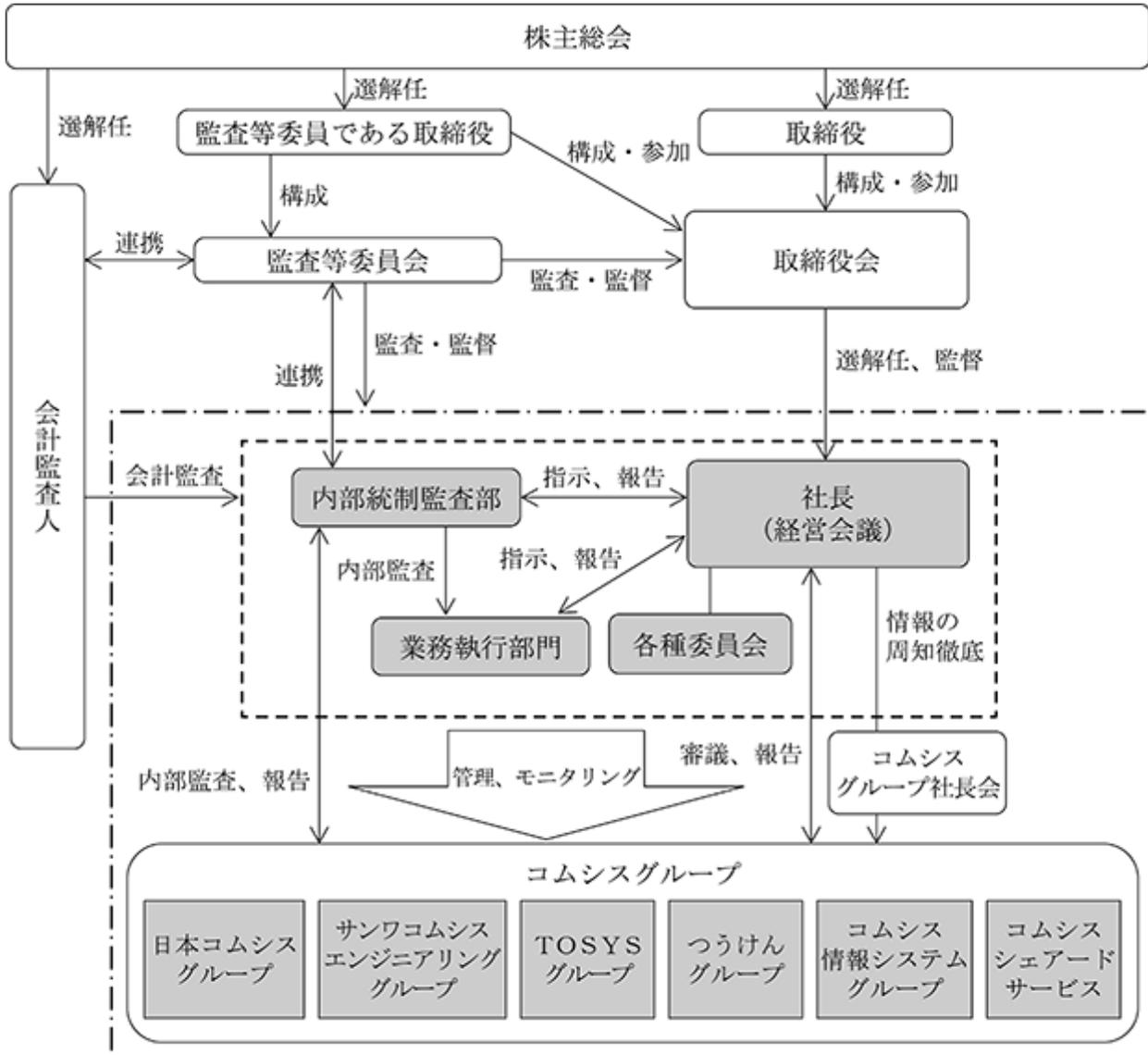
当社取締役会は、当事業に精通する取締役と、独立した立場で経営監視を行う社外取締役で構成され、経営効率を高めるとともに、監査等委員による監督機能の充実を図ることにより、経営の健全性の維持強化に努めております。また、当社は定款の定め及び取締役会の決議により、重要な業務執行の決定を取締役に委任しております。これにより、迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能となるとともに、取締役会は業務執行に対する監督に専念できる体制としております。

取締役会は10名の取締役及び社外取締役を含む監査等委員である取締役6名（平成29年6月29日現在）により構成され、取締役会規則に基づき定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行者に対する監督を行っています。

取締役会の決定に基づく業務執行状況については、四半期毎に担当取締役が取締役会に報告しております。また、各業務執行取締役の指揮のもと、担当業務別に効率的な業務運営を行っています。

社外取締役を除く取締役及び常勤の監査等委員で構成されている経営会議は原則月1回開催され、業務執行の効率化を高めるため、重要な意思決定事項について審議及び決議を行っています。経営会議には必要に応じて各組織長等がオブザーバーとして出席し、意思決定内容を的確に把握できるようにしております。

ロ コムシスグループの業務執行体制、経営監視及び内部統制を図式化すると概ね次のとおりとなります。



(平成29年6月29日現在)

## 八 その他の企業統治に関する事項

### (1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定により、平成18年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしました。

また平成27年4月の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に合わせ、基本方針の内容の一部改定を決議し、平成29年6月の取締役会においては、監査等委員会設置会社への移行に対応するため、基本方針の内容の一部改定を決議しております。

当該基本方針に基づき、次のとおり取り組んでおります。

### コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、コムシスグループ全体で共有する「コンプライアンス・プログラム」を制定し、その枠組みの中で「コンプライアンス行動指針」を定め、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、当社及び統括事業会社から選出された委員、全監査等委員により構成され、当社及びコムシスグループのコンプライアンス全体を統括し、その審議を通じてコムシスグループのコンプライアンス・マインドの向上、コンプライアンス体制の確立に取り組んでおります。コムシスグループ各社においても、同様のコンプライアンス委員会等を設置し、各社における教育、研修により、それぞれの企業理念や行動指針の一層の浸透を図り、コンプライアンス体制の構築に努めております。

## リスク管理体制の整備状況

当社は、激しく変化する事業環境の中で、企業価値の維持・増大を図るためには、当社を取り巻くさまざまなリスクを適切に管理することが重要であると認識しており、事業を取り巻くビジネスリスクを含む事業に重大な影響を与えるリスクに対応するため、リスクマネジメント体制を強化しております。

リスク管理については、コムシスグループ全体を統括するため、社長を委員長、当社及び統括事業会社の取締役を委員とする「リスク管理委員会」を設置しております。

また、平成18年8月に「リスク管理基本方針」を策定し、コムシスグループ各社を含めたリスクマネジメントを推進しております。さらに、コムシスグループ各社においても同様に委員会等を設置し、それぞれの業務リスクに応じて必要な対応を行い、存在するリスクの最小化に努める取り組みを進めております。

当社は、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を策定し、リスク管理の実践を通じて、当社及びコムシスグループにおける事業の継続・安定的発展の確保に努めることとしております。

また、ISO9001、ISO14001、ISO/IEC27001、COHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）、プライバシーマーク等の各マネジメントシステムについても、コムシスグループ各社の業務に適合させ、認証を取得、維持、運用することにより、各社の業務リスクへの対応を行っております。

## CSRに対する取り組み

当社及びコムシスグループが社会の一員として、社会貢献を含む経済的及び社会的責任を積極的に果たすために、コムシスグループ全体を統括する「CSR委員会」を設置しております。

CSR委員会では、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、情報開示、情報保護、セキュリティ対策、社会貢献、環境等のテーマを対象としてCSR活動に取り組んでおります。

## 情報管理体制の整備

取締役会、経営会議等の議事録並びに報告書その他取締役の業務執行に係る重要な文書・記録等については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理しております。

また、業務の効率化や業務執行の効率化を図るため、情報セキュリティを確保した上で、様々な情報システムを導入し、最新の経営情報を共有できる仕組みの構築に取り組んでおります。

## グループ会社の管理体制の整備

当社は、コムシスグループの主要な子会社である統括事業会社に対し、「コムシスグループ協定」に基づき、経営管理を行っております。また、統括事業会社は、統括事業会社が直接出資する子会社の経営を管理し、当社は統括事業会社が行う経営管理について、必要に応じて指導・助言を行うグループ運営体制としております。

コムシスグループ内の重要な意思決定事項については、コムシスグループの審議・報告ルールを明確にした「グループ会社運営基準」に基づき、子会社が行う重要な業務執行について、当社の経営会議及び取締役会において審議・報告するなど、当社への審議・報告制度を軸とした管理とモニタリングを実施する体制をとっております。

当社は、コムシスグループ全体を対象とする内部通報窓口を社内及び社外（法律事務所）に設置し、コムシスグループの使用人等からの通報による法令に違反する恐れのある事実等の報告を把握するとともに、公益通報者保護法に基づき通報者が不利益を被ることのない体制を整備し未然防止に取り組んでおります。

コムシスグループにおける業務の適正を確保するため、当社に設置したCSR委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の各種委員会は、統括事業会社の取締役等が委員として参画しその方針がコムシスグループ各社に浸透するよう努め、グループ各社の情報の共有化を図っております。

また、コムシスグループ各社の社長で構成される「コムシスグループ社長会」を定期的開催し、経営方針・施策の周知徹底を図っております。

## 反社会的勢力を排除するための体制

当社及びコムシスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、企業としての社会的責任を果たすよう、一切の関係を遮断しております。また、関係を強要された時は、毅然とした態度で臨み、弁護士、警察等と連携しながら組織的に対応する体制を整備しております。

## 二 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定、当社定款第32条に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものであります。

## 内部監査及び監査等委員会監査

当社の内部監査の組織は、内部統制監査部の内部組織として内部監査室及び内部統制室を設置し、それぞれ要員12名、4名（平成29年6月29日現在）の体制としております。

内部監査室は経営トップの方針に基づいた内部監査方針を策定し、当社及びコムシスグループ各社に対する内部監査を実施しており、業務遂行の適法性・妥当性を確保し、経営上の各種リスクの最小化と企業品質向上への寄与に努めております。内部統制室は財務報告に係る内部統制の運用方針を策定し、当社及びコムシスグループ各社への内部統制の定着化の指導や有効性評価を実施しております。

当社の監査等委員会は、社外取締役4名を含む6名により構成されております。監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を1名置き、経営会議、コンプライアンス委員会等社内的重要会議及び委員会に定例メンバーとして出席し、業務執行状況について随時確認し意見を述べる体制を整備しております。

監査等委員会規則に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社及びコムシスグループの取締役及び使用人は監査等委員に報告することとしております。また、監査等委員が必要と判断したときは、当社及びコムシスグループの取締役及び使用人に対して、前記の報告やその他必要な報告を求めることができる体制を確保しております。

さらに、業務執行の課題等について、社長に直接意見具申する場として、別途、定例的なミーティングを開催いたします。

当社の監査等委員は、監査計画に従い、会計監査人等に同行し、会計監査や内部監査の実地監査に立ち会うなど、会計監査人や内部統制監査部と緊密な連携を図ることにより、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを常に監視できる体制を築いております。また、コムシスグループ主要会社の監査役と定例的会議を開催し、情報の共有、意見交換を行うなどコムシスグループ間での連携を密にして監査の実効性を確保いたします。

こうした監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員と協議し、組織、使用人の設置を行います。当該使用人の人事考課、異動等については、監査等委員と事前協議の上、実施いたします。

## 社外取締役

当社の社外取締役は4名であり、4名全員が監査等委員であります。

以下に示すとおり、当社の社外取締役である成宮憲一氏、宮下正彦氏、三枝隆治氏、小野原一賀氏本人と当社との間に、独立性を損なうような人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

同時に当社は、社外役員の独立性に関する事項に該当する、全ての社外役員を独立役員として届け出ることを方針として定めていることから、4名全員が一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

さらに、社外取締役の経歴各社と当社及びコムシスグループとの間に、独立性を損なうような人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

成宮憲一氏は、東日本電信電話株式会社出身者であり、当社子会社の主要な取引先のひとつではありますが、同社において経営に直接関与する取締役等に就任したことはなく、平成16年6月に同社を退職して既に10年以上が経過しております。なお、当社との取引は一般事業者としての通常の取引であります。さらに、当社子会社は、同氏の過去の兼職先である富士通テレコムネットワークス株式会社及び現在の兼職先である富士通株式会社との間に取引関係がありますが、いずれも当社の当期連結売上高の1%未満と僅少であり、主要取引先に該当していません。以上のいずれも、一般株主と利益相反が生じる恐れはないことから、独立性は確保されていると考えております。

三枝隆治氏は、株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）の出身者ではありますが、平成17年1月に同行を退職して既に10年以上が経過しております。なお、当社は同行を取引銀行として預金等を行っておりますが、借入金等は存在していません。また、同行は当社の株式を保有しているものの、その保有する株式は発行済株式総数の0.5%にとどまっていることから、同行と当社は株主や投資家の判断に影響を与えるような特別な取引関係及び資本的关系にはなく、独立性は確保されていると考えております。

なお、当社は、社外取締役を選任するにあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対して助言、監督できる以下のいずれかの経験・資質を持つ人材を重視しております。

他社の役員・経営幹部の経歴があり、会社経営に精通している者

法令・会計等の専門的知見を有している者

社外取締役の各氏は、各業界での長年の経験と企業経営者としての豊富な知識、幅広い見識を有しており、または、弁護士としての法令についての高度な能力と見識を有しており、多角的視点での適切なアドバイスを期待しております。また、客観的立場から監査・監督を遂行していただけるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。

また、監査等委員である社外取締役は監査等委員会において、内部監査や会計監査の実地監査に立ち会った監査等委員から、それら監査の状況や結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて内部統制監査部と直接意見交換を行い、会計監査人とも定期的なミーティングを開催し意見交換を行うなど、緊密な連携体制を整備しております。

## 役員の報酬等

### イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	189	94	59	35		12
監査役 (社外監査役を除く。)	18	18				3
社外役員	24	24				6

□ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

監査等委員ではない取締役の報酬等の額は、株主総会にて承認頂いている報酬等の額の限度額の範囲内で、妥当性と客観性を確保するために、社外取締役を含めた指名・報酬諮問委員会にて審議を行い、その結果を踏まえ、取締役会において決議するものとしております。

また、報酬等の額については、基本報酬と賞与等から成り立っております。基本報酬については、役位別に定められた基本額とその職務に応じて算定される職務報酬から構成され、賞与等については、所定の業績評価を加算した賞与と業績連動型株式報酬から構成されております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会にて承認頂いている報酬等の額の限度額の範囲内で、監査等委員会において決議するものとしております。

なお、平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会決議による取締役の報酬等の額は年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額80百万円以内となっております。

株式の保有状況

政策保有株式に関する方針と議決権行使の基準について以下のとおりであります。

イ 当社及びコムシスグループの政策保有に関する方針

当社及びコムシスグループは中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断が出来る場合において、株式を保有いたします。

□ 保有株式に係る議決権の行使について

保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容が当社の保有方針に適合しているかどうかに加え、発行会社の発展と株主利益の向上、並びに当社の株主・投資家の利益に寄与するかを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

当社について以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

□ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）がもっとも大きい会社（最大保有会社）日本コムシス株式会社について、以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	57銘柄
貸借対照表計上額の合計額	7,123百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	505,000	1,663	取引関係の維持・強化
戸田建設(株)	1,892,000	1,029	取引関係の維持・強化
富士ソフト(株)	339,100	832	取引関係の維持・強化
京浜急行電鉄(株)	652,000	645	取引関係の維持・強化
(株)インターネットイニシアティブ	267,400	618	取引関係の維持・強化
日比谷総合設備(株)	200,000	315	取引関係の維持・強化
北陸電話工事(株)	726,151	209	効率的な施工のための連携等
J E S C Oホールディングス(株)	400,000	181	取引関係の維持・強化
日本電信電話(株)	32,560	157	取引関係の維持・強化
(株)NTTドコモ	50,000	127	取引関係の維持・強化
大豊建設(株)	204,169	100	取引関係の維持・強化
(株)TTK	204,000	96	効率的な施工のための連携等
(株)協和エクシオ	75,428	94	効率的な施工のための連携等
サクサホールディングス(株)	301,000	64	取引関係の維持・強化
(株)ナカヨ	181,000	62	取引関係の維持・強化
スリープログループ(株)	84,000	49	取引関係の維持・強化
(株)ミライト・ホールディングス	54,695	49	効率的な施工のための連携等
K D D I(株)	7,800	23	取引関係の維持・強化
(株)ソルコム	7,319	1	効率的な施工のための連携等
(株)きんでん	1,000	1	取引関係の維持・強化
(株)関電工	1,000	0	取引関係の維持・強化
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	200	0	取引関係の維持・強化

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)NTTドコモ	750,000	1,914	議決権行使の指図権限を留保
日本電信電話(株)	206,000	998	議決権行使の指図権限を留保
日比谷総合設備(株)	430,000	677	議決権行使の指図権限を留保
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,010,580	527	議決権行使の指図権限を留保
K D D I(株)	136,800	411	議決権行使の指図権限を留保
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	30,000	169	議決権行使の指図権限を留保
(株)みずほフィナンシャルグループ	88,000	14	議決権行使の指図権限を留保
N E C ネットエスアイ(株)	2,400	4	議決権行使の指図権限を留保

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

## 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	505,000	1,457	取引関係の維持・強化
戸田建設(株)	1,892,000	1,267	取引関係の維持・強化
富士ソフト(株)	339,100	962	取引関係の維持・強化
京浜急行電鉄(株)	652,000	796	取引関係の維持・強化
(株)インターネットイニシアティブ	267,400	537	取引関係の維持・強化
日比谷総合設備(株)	200,000	326	取引関係の維持・強化
北陸電話工事(株)	726,151	236	効率的な施工のための連携等
J E S C Oホールディングス(株)	400,000	183	取引関係の維持・強化
日本電信電話(株)	32,560	154	取引関係の維持・強化
(株)N T T ドコモ	50,000	129	取引関係の維持・強化
(株)協和エクシオ	75,428	121	効率的な施工のための連携等
(株)安藤・間	160,500	120	取引関係の維持・強化
大豊建設(株)	204,169	113	取引関係の維持・強化
(株)T T K	204,000	104	効率的な施工のための連携等
(株)ナカヨ	181,000	67	取引関係の維持・強化
サクサホールディングス(株)	301,000	64	取引関係の維持・強化
(株)ミライト・ホールディングス	54,695	59	効率的な施工のための連携等
K D D I(株)	7,800	22	取引関係の維持・強化
(株)ソルコム	7,319	2	効率的な施工のための連携等
(株)きんでん	1,000	1	取引関係の維持・強化
(株)関電工	1,000	0	取引関係の維持・強化
(株)ソフトバンクグループ	100	0	取引関係の維持・強化

## みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)N T T ドコモ	750,000	1,944	議決権行使の指図権限を留保
日本電信電話(株)	206,000	978	議決権行使の指図権限を留保
(株)三菱U F J フィナンシャル・グループ	1,010,580	707	議決権行使の指図権限を留保
日比谷総合設備(株)	430,000	701	議決権行使の指図権限を留保
K D D I(株)	136,800	399	議決権行使の指図権限を留保
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	30,000	158	議決権行使の指図権限を留保
(株)みずほフィナンシャルグループ	88,000	17	議決権行使の指図権限を留保
N E C ネットエスアイ(株)	2,400	5	議決権行使の指図権限を留保

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

## 八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査において、会計監査人に仰星監査法人を選任し、経営情報を正しく提供するなど、公正不偏な会計監査を受けております。当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

### 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 南 成人 氏

公認会計士 原 伸夫 氏

公認会計士 新島 敏也 氏

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

### 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 18名

その他の者 1名(その他の者は、IT専門家であります。)

## 取締役の員数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は13名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

## 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

## 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

当社は、取締役の責任免除について、取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

当社は、株主への安定的・継続的な利益還元ができるよう、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、剰余金の配当(中間配当金)をすることができる旨を定款で定めております。

## 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2をもって行う旨を定款で定めております。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	45		45	
連結子会社	34	5	34	
計	80	5	80	

## 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間数等の妥当性を勘案した上で決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入及び同機構が主催するセミナーへの参加等の取組みを行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金預金	28,930	20,961
受取手形・完成工事未収入金等	2 102,559	2 114,322
リース投資資産	2,662	2,572
未成工事支出金等	15,261	5 19,617
商品	112	77
材料貯蔵品	390	518
繰延税金資産	3,152	3,587
その他	2,533	5,543
貸倒引当金	51	34
流動資産合計	155,551	167,166
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物・構築物	54,120	56,994
減価償却累計額	26,217	28,052
建物・構築物(純額)	27,902	28,942
機械・運搬具及び工具器具備品	18,636	30,355
減価償却累計額	14,034	16,934
機械・運搬具及び工具器具備品(純額)	4,601	13,420
土地	4 39,265	4 40,186
リース資産	565	523
減価償却累計額	224	270
リース資産(純額)	341	253
建設仮勘定	767	4,166
有形固定資産合計	72,878	86,968
<b>無形固定資産</b>		
のれん	2,935	666
その他	4,055	4,002
無形固定資産合計	6,990	4,669
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1 10,460	1 11,154
長期貸付金	8,033	1,067
繰延税金資産	319	333
退職給付に係る資産	9,094	10,082
その他	4,758	4,510
貸倒引当金	2,020	1,585
投資その他の資産合計	30,645	25,563
固定資産合計	110,514	117,201
資産合計	266,066	284,367

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	49,191	55,577
短期借入金	114	113
未払法人税等	3,296	2,088
未成工事受入金	710	1,291
完成工事補償引当金	202	206
工事損失引当金		297
その他	7,711	11,712
流動負債合計	61,225	71,289
固定負債		
繰延税金負債	2,186	3,084
再評価に係る繰延税金負債	1,428	1,369
退職給付に係る負債	3,726	4,355
役員退職慰労引当金	219	257
その他	735	1,068
固定負債合計	8,296	10,134
負債合計	69,522	81,423
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	51,264	52,525
利益剰余金	176,847	186,195
自己株式	36,008	41,028
株主資本合計	202,104	207,692
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,350	2,666
土地再評価差額金	7,856	7,990
退職給付に係る調整累計額	1,219	650
その他の包括利益累計額合計	6,724	5,974
新株予約権	542	578
非支配株主持分	621	647
純資産合計	196,543	202,943
負債純資産合計	266,066	284,367

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
売上高	320,654	334,163
売上原価	8 277,264	8 288,440
売上総利益	43,389	45,723
販売費及び一般管理費	1, 2 19,540	1, 2 20,686
営業利益	23,849	25,036
営業外収益		
受取利息	62	15
受取配当金	168	179
貸倒引当金戻入額	165	16
固定資産賃貸料	93	91
為替差益		13
その他	172	134
営業外収益合計	662	451
営業外費用		
支払利息	9	8
為替差損	145	
自己株式取得費用	23	21
遊休資産費用	25	35
賃貸費用	39	63
その他	45	18
営業外費用合計	289	147
経常利益	24,223	25,341
特別利益		
固定資産売却益	3 72	3 24
投資有価証券売却益	237	161
貸倒引当金戻入額		4 328
企業結合における交換利益		84
負ののれん発生益	386	
その他	13	49
特別利益合計	709	649
特別損失		
固定資産除却損	5 98	5 114
減損損失	6 470	6 391
のれん償却額		7 2,273
特別退職金	162	163
その他	162	239
特別損失合計	893	3,183
税金等調整前当期純利益	24,040	22,807
法人税、住民税及び事業税	7,417	8,958
法人税等調整額	1,170	663
法人税等合計	8,588	8,295
当期純利益	15,451	14,512
非支配株主に帰属する当期純利益	30	26
親会社株主に帰属する当期純利益	15,420	14,485

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	15,451	14,512
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	292	318
土地再評価差額金	80	
退職給付に係る調整額	2,693	568
その他の包括利益合計	2,905	886
包括利益	1 12,546	1 15,399
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	12,522	15,369
非支配株主に係る包括利益	23	29

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	56,615	164,836	34,852	196,599
当期変動額					
剰余金の配当			3,402		3,402
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,420		15,420
自己株式の取得				8,002	8,002
自己株式の処分		273		1,067	1,341
自己株式の消却		5,778		5,778	
子会社の自己株式の取得 による持分の変動		154			154
連結範囲の変動			6		6
株式交換による増加					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計		5,350	12,011	1,155	5,504
当期末残高	10,000	51,264	176,847	36,008	202,104

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,638	7,936	1,473	3,824	500	762	194,038
当期変動額							
剰余金の配当							3,402
親会社株主に帰属する 当期純利益							15,420
自己株式の取得							8,002
自己株式の処分							1,341
自己株式の消却							
子会社の自己株式の取得 による持分の変動							154
連結範囲の変動							6
株式交換による増加							
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	288	80	2,692	2,900	41	141	2,999
当期変動額合計	288	80	2,692	2,900	41	141	2,505
当期末残高	2,350	7,856	1,219	6,724	542	621	196,543

当連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	51,264	176,847	36,008	202,104
当期変動額					
剰余金の配当			4,435		4,435
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,485		14,485
自己株式の取得				8,000	8,000
自己株式の処分		99		442	541
自己株式の消却					
子会社の自己株式の取得 による持分の変動					
連結範囲の変動			837		837
株式交換による増加		1,161		2,538	3,700
土地再評価差額金の取崩			134		134
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		1,260	9,347	5,019	5,588
当期末残高	10,000	52,525	186,195	41,028	207,692

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,350	7,856	1,219	6,724	542	621	196,543
当期変動額							
剰余金の配当							4,435
親会社株主に帰属する 当期純利益							14,485
自己株式の取得							8,000
自己株式の処分							541
自己株式の消却							
子会社の自己株式の取得 による持分の変動							
連結範囲の変動							837
株式交換による増加							3,700
土地再評価差額金の取崩		134		134			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	315		568	884	35	26	946
当期変動額合計	315	134	568	749	35	26	6,400
当期末残高	2,666	7,990	650	5,974	578	647	202,943

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	24,040	22,807
減価償却費	5,009	5,723
減損損失	470	391
負ののれん発生益	386	
のれん償却額	594	3,017
貸倒引当金の増減額(は減少)	236	453
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	264	24
受取利息及び受取配当金	230	195
支払利息	9	7
売上債権の増減額(は増加)	8,377	7,694
未成工事支出金等の増減額(は増加)	653	4,257
仕入債務の増減額(は減少)	2,955	801
投資有価証券売却損益(は益)	177	161
その他の資産の増減額(は増加)	998	282
その他の負債の増減額(は減少)	2,506	811
その他	146	168
小計	20,701	20,709
利息及び配当金の受取額	227	194
利息の支払額	9	7
法人税等の支払額	7,829	8,351
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,089	12,545
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の純増減額(は増加)	59	30
投資有価証券の取得による支出	206	151
投資有価証券の売却による収入	1,156	242
投資有価証券の償還による収入	100	
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	216	
子会社株式の取得による支出	70	241
有形固定資産の取得による支出	4,639	8,864
無形固定資産の取得による支出	1,664	1,171
有形固定資産の売却による収入	863	101
貸付けによる支出	3,695	38
貸付金の回収による収入	511	151
保険積立金の積立による支出	16	96
保険積立金の解約による収入	235	258
その他	152	160
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,303	9,940

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	8	56
長期借入金の返済による支出	16	9
自己株式の取得による支出	8,025	8,022
自己株式の売却による収入	234	329
子会社の自己株式の取得による支出	7	
配当金の支払額	3,402	4,435
非支配株主への配当金の支払額	3	2
ファイナンス・リース債務の返済による支出	78	94
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,307	12,178
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,521	9,573
現金及び現金同等物の期首残高	33,435	28,818
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	883	282
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	21	96
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額		1,255
現金及び現金同等物の期末残高	1 28,818	1 20,879

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 37社

主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

当社を株式交換完全親会社とし、東京舗装工業(株)を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度において非連結子会社であったコムシスクリエイト(株)は、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名は、次のとおりであります。

日新電話設備(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

該当なし

(2) 持分法非適用の非連結子会社(日新電話設備(株)外)及び関連会社(資材リンコム(株)外)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社37社の決算日は連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## 1 重要な資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

その他有価証券

## イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

## ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法

## (2) たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## 2 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 7～45年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3 重要な引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

## (3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

## (4) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金支給に備えるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4 退職給付に係る会計処理の方法

##### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15~16年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

##### (3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 5 重要な収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

一部の連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### 6 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却しております。ただし、金額が僅少なもののについては、発生年度に一括償却しております。

#### 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 8 その他連結財務諸表作成のための重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

##### (2) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

## (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

## (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社グループは従来、機械装置の減価償却方法は定率法を採用していましたが、太陽光発電設備等の発電事業用の機械装置については、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当該変更は、太陽光発電設備による収益が使用期間にわたり安定的に見込まれるため、これに対応する減価償却費は、均等に原価配分する定額法が適していると判断したためであります。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が379百万円増加しております。

## (表示方法の変更)

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外費用の「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。また、特別利益の「保険返戻金」、特別損失の「固定資産売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「自己株式取得費用」「遊休資産費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用に表示しておりました「貸倒引当金繰入額」4百万円、「その他」90百万円は、「自己株式取得費用」23百万円、「遊休資産費用」25百万円、「その他」45百万円として組み替えております。

また、特別利益に表示しておりました「保険返戻金」8百万円、「その他」5百万円は、「その他」13百万円として組み替えており、特別損失に表示しておりました「固定資産売却損」3百万円、「その他」159百万円は、「その他」162百万円として組み替えております。

## (追加情報)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(株式交換による完全子会社化)

平成29年3月23日に開催された取締役会において、当社は、当社を株式交換完全親会社、株式会社カンドー(以下、「カンドー」という。)を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議するとともに、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換は、平成29年7月1日を効力発生日として実施し、同日付で当社の完全子会社である日本コムシス株式会社へ株式譲渡を行う予定です。

## (1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容、規模

株式会社カンドー(ガス管施設ならびに水道衛生、空気調和、冷暖房工事、電気ならびに電気通信工事、土木、造園、防水、機械器具設置、下水管ならびに建築工事等)

カンドーグループの総資産、売上高は以下のとおりです。

総資産 22,805百万円 (平成28年3月期)

売上高 35,819百万円 (平成28年3月期)

企業結合を行う主な理由

カンドーは、導管事業から都市設備事業まで幅広い事業を手掛けております。特に、ガスインフラ施工についての豊富なノウハウや実績を構築しており、高い施工能力を強みとし、発注者様から厚い信頼を獲得しております。

当社は、本株式交換により、両社グループが持つ技術力を相互補完することで、ガス、通信、電気、上・下水道などのインフラ設備建設のサービスラインナップの拡充や、両社グループが安定的かつ継続的に発展するための人材交流、施工・安全品質マネジメントノウハウ及びITプラットフォームの共有・活用による効率化など、コムシスグループ及びカンドーグループの強みを活かして広範囲にわたって事業展開することでシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することにより、企業価値の一層の向上を図るものとなりました。

企業結合予定日 平成29年7月1日

企業結合の法的形式 株式交換

結合後企業の名称 株式会社カンドー

取得する議決権比率 100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、完全子会社化することによるものであります。

## (2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

株式の種類別の交換比率

カンドーの普通株式1株につき、当社の普通株式6.19株を割当て交付いたします。

交換比率の算定方法

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたっては、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関であるGCA株式会社(以下、「GCA」という。)に本株式交換における株式交換比率の算定を依頼し、GCAによる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、決定しております。

交付する株式数 7,923,200株

(注) 未確定の項目については、記載を省略しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,538百万円	1,676百万円

- 2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	205百万円	13百万円

- 3 当社は、取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しておりましたが、当連結会計年度末現在、当該契約は終了しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
貸出コミットメントの総額	6,000百万円	
借入実行残高		
差引額	6,000百万円	

- 4 土地の再評価

連結子会社である日本コムシス㈱は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号・最終改正平成17年7月26日法律第87号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号・最終改正平成18年1月27日政令第12号)第2条第4号に定める評価額に合理的な調整を行って算定しております。

- ・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	181百万円	1,172百万円

- 5 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未成工事支出金		297百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
従業員給与	8,602百万円	8,789百万円

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
一般管理費	136百万円	166百万円

- 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
機械、運搬具及び工具器具備品	12百万円	13百万円
土地	60 "	10 "
計	72百万円	24百万円

- 4 貸倒引当金戻入額の内容は次のとおりであります。

貸倒引当金戻入額は、海外子会社と発注者である海外JVとの和解成立に伴い、工事代金の一部返済を受け計上したものであります。

- 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物・構築物	62百万円	78百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	18 "	7 "
その他	17 "	28 "
計	98百万円	114百万円

## 6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

場 所	用 途	種 類	減損損失
千葉県船橋市	遊休資産	土地・建物等	425百万円
群馬県高崎市	遊休資産	土地・建物等	19百万円
長野県長野市	遊休資産	土地	9百万円
東京都板橋区	遊休資産	建物等	16百万円

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

千葉県船橋市の遊休資産については、遊休となった土地・建物等について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、売却を行った土地・建物等について、その意思決定をした時点で帳簿価額を売却価額まで減額しております。

群馬県高崎市の遊休資産については、遊休となった土地・建物等について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、売却を行った土地・建物等について、その意思決定をした時点で帳簿価額を売却価額まで減額しております。

長野県長野市の遊休資産については、遊休となった土地について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

東京都板橋区の遊休資産については、遊休となった建物等について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場 所	用 途	種 類	減損損失
大阪府摂津市	事業用資産	土地・建物等	286百万円
福岡県大野城市	事業用資産	建物等	63百万円
福岡県福岡市	事業用資産	建物等	28百万円
高知県四万十市	遊休資産	建物等	12百万円

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

大阪府摂津市の事業用資産については、使用用途の変更に伴い回収可能価額を零として帳簿価額を減額しております。

福岡県大野城市の事業用資産については、使用用途の変更に伴い回収可能価額を零として帳簿価額を減額しております。

福岡県福岡市の事業用資産については、使用用途の変更に伴い回収可能価額を零として帳簿価額を減額しております。

高知県四万十市の遊休資産については、遊休となった建物等について回収可能価額を零として帳簿価額を減額しております。

## 7 のれん償却額

のれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正平成26年11月28日 会計制度委員会報告第7号）第32項の規定に基づき、連結子会社である㈱日本エコシステムに係るのれんを一時償却したものであります。

8 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
工事損失引当金繰入額	15百万円	297百万円

(連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	330百万円	487百万円
組替調整額	175 "	29 "
税効果調整前	506百万円	458百万円
税効果額	214 "	139 "
その他有価証券評価差額金	292百万円	318百万円
土地再評価差額金		
税効果額	80百万円	百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	4,318百万円	552百万円
組替調整額	383百万円	266百万円
税効果調整前	3,935百万円	819百万円
税効果額	1,242百万円	251百万円
退職給付に係る調整額	2,693百万円	568百万円
その他の包括利益合計	2,905百万円	886百万円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	145,977,886		4,977,886	141,000,000

(変動事由の概要)

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 4,977,886株

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,414,907	4,736,285	5,902,449	30,248,743

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 4,734,900株

単元未満株式の買取による増加 1,385株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 43株

ストック・オプション行使による減少 300,400株

株式交換による減少 624,120株

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 4,977,886株

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					542	
合計						542	

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会 (注)1	普通株式	1,719	15.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月6日 取締役会(注)2	普通株式	1,685	15.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(注)1 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金(1百万円)を含めております。

2 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金(1百万円)を含めております。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会 (注)	普通株式	利益剰余金	2,216	20.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(注) 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金(1百万円)を含めております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	141,000,000			141,000,000

### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	30,248,743	4,144,584	2,528,103	31,865,224

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	4,144,000株
単元未満株式の買取による増加	584株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	20株
ストック・オプション行使による減少	349,700株
株式交換による減少	2,128,883株
連結子会社が保有する親会社株式の売却による減少	49,500株

### 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					578	
合計						578	

### 4 配当に関する事項

#### （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会 （注）1	普通株式	2,216	20.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月8日 取締役会（注）2	普通株式	2,222	20.00	平成28年9月30日	平成28年12月5日

（注）1 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金（1百万円）を含めております。

2 連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金（1百万円）を含めております。

#### （2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会 （注）	普通株式	利益剰余金	2,183	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

（注）連結子会社が所有している自己株式に係る受取配当金（0百万円）を含めております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額と関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金預金勘定	28,930百万円	20,961百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	112 "	82 "
現金及び現金同等物	28,818百万円	20,879百万円

## 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

株式の取得により東京舗装工業㈱を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	6,202 百万円
固定資産	2,797 "
資産合計	8,999 百万円
流動負債	5,020 百万円
固定負債	718 "
負債合計	5,739 百万円

(リース取引関係)

## 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、電気通信設備工事事業における車両であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 2 ファイナンス・リース取引(貸主側)

## (1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
リース料債権部分	2,495	2,162
見積残存価額部分	307	269
受取利息相当額	140	140
リース投資資産	2,662	2,572

## (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	952	723	459	249	87	24

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	849	584	379	216	94	37

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、グループファイナンス及び銀行借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	28,930	28,930	
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	102,559	102,559	
資産計	131,490	131,490	
(3) 支払手形・工事未払金等	49,191	49,191	
負債計	49,191	49,191	

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	20,961	20,961	
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	114,322	114,322	
資産計	135,284	135,284	
(3) 支払手形・工事未払金等	55,577	55,577	
負債計	55,577	55,577	

## (注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金預金、並びに(2) 受取手形・完成工事未収入金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 支払手形・工事未払金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	28,930			
受取手形・完成工事未収入金等	102,559			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債				
社債			100	
その他		1		
合計	131,490	1	100	

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	20,961			
受取手形・完成工事未収入金等	114,322			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債				
社債		100		
その他				
合計	135,284	100		

## (有価証券関係)

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前連結会計年度(平成28年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

## 2 その他有価証券で時価のあるもの

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7,668	4,215	3,453
	債券			
	その他	40	38	2
	小計	7,709	4,254	3,455
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	301	363	61
	債券	97	100	2
	その他			
	小計	399	463	64
合計		8,109	4,718	3,391

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,350	4,467	3,882
	債券			
	その他			
	小計	8,350	4,467	3,882
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	198	230	32
	債券	98	100	1
	その他			
	小計	297	330	33
合計		8,648	4,798	3,849

## 3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	578	236	12
債券			
その他	579	0	46
合計	1,157	237	59

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	50	27	
債券			
その他	40	2	0
合計	91	30	0

## (退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度に加入しております。また、当社及び一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	35,933	38,230
勤務費用	2,408	2,693
利息費用	243	23
数理計算上の差異の発生額	2,611	104
退職給付の支払額	2,959	2,598
新規連結子会社の取得に伴う増加額		1,093
その他	5	64
退職給付債務の期末残高	38,230	39,401

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	45,455	45,609
期待運用収益	1,787	1,257
数理計算上の差異の発生額	1,707	448
事業主からの拠出額	2,598	1,559
退職給付の支払額	2,524	2,176
新規連結子会社の取得に伴う増加額		510
年金資産の期末残高	45,609	47,208

## (3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,914	2,011
退職給付費用	248	233
退職給付の支払額	132	119
制度への拠出額	44	45
その他	25	
退職給付に係る負債の期末残高	2,011	2,079

## (4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	37,143	38,393
年金資産	45,939	47,580
	8,795	9,187
非積立型制度の退職給付債務	3,428	3,460
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,367	5,727
退職給付に係る負債	3,726	4,355
退職給付に係る資産	9,094	10,082
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,367	5,727

(注)簡便法を適用した制度を含めております。

## (5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
勤務費用	2,408	2,693
利息費用	243	23
期待運用収益	1,787	1,257
数理計算上の差異の費用処理額	710	590
過去勤務費用の費用処理額	327	312
簡便法で計算した退職給付費用	248	233
確定給付制度に係る退職給付費用	1,495	1,969

## (6)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
過去勤務費用	327	327
数理計算上の差異	3,608	1,149
合計	3,935	819

## (7)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,309	893
未認識数理計算上の差異	3,068	1,967
合計	1,758	1,074

## (8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
債券	58%	55%
株式	31%	34%
現金及び預金	3%	1%
その他	8%	10%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度13%、当連結会計年度12%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
割引率	主として0.0%	主として0.0%
長期期待運用収益率	主として4.7%	主として3.2%

## 3 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度316百万円、当連結会計年度236百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

## 1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	181百万円	198百万円

## 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成21年8月7日	平成22年8月10日
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 19	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 19
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 108,400	普通株式 145,000
付与日	平成21年8月24日	平成22年8月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年8月25日 ~ 平成51年8月24日	平成22年8月27日 ~ 平成52年8月26日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成23年8月10日	平成24年8月8日
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 21	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 22
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 180,100	普通株式 152,600
付与日	平成23年8月26日	平成24年8月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年8月27日 ~ 平成53年8月26日	平成24年8月25日 ~ 平成54年8月24日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成24年6月28日	平成25年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社子会社取締役 124 当社子会社執行役員 42	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 23
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 587,000	普通株式 87,300
付与日	平成24年8月28日	平成25年8月23日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利確定日まで当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	平成24年8月28日 ～平成26年8月28日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年8月29日 ～平成30年8月28日	平成25年8月24日 ～平成55年8月23日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	平成25年6月27日	平成26年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 43	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 27
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 349,500	普通株式 54,300
付与日	平成25年8月23日	平成26年8月22日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	平成25年8月23日 ～平成27年8月23日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年8月24日 ～平成31年8月23日	平成26年8月23日 ～平成56年8月22日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	平成26年6月27日	平成27年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 42	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 373,000	普通株式 55,800
付与日	平成26年8月22日	平成27年8月21日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	平成26年8月22日 ～平成28年8月22日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年8月23日 ～平成32年8月22日	平成27年8月22日 ～平成57年8月21日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	平成27年6月26日	平成28年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 381,500	普通株式 59,200
付与日	平成27年8月21日	平成28年8月23日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	平成27年8月21日 ～平成29年8月21日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年8月22日 ～平成36年8月21日	平成28年8月24日 ～平成58年8月23日

	第15回新株予約権
決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 367,500
付与日	平成28年8月23日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成30年8月24日 ～平成37年8月23日
権利行使期間	平成30年8月24日 ～平成37年8月23日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成21年8月7日	平成22年8月10日	平成23年8月10日	平成24年8月8日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	38,700	55,800	67,100	67,800
権利確定(株)				
権利行使(株)	12,700	20,400	25,300	22,100
失効(株)				
未行使残(株)	26,000	35,400	41,800	45,700

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	平成24年6月28日	平成25年8月6日	平成25年6月27日	平成26年8月5日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	79,200	56,700	228,300	40,200
権利確定(株)				
権利行使(株)	48,700	14,200	165,400	11,500
失効(株)			3,500	
未行使残(株)	30,500	42,500	59,400	28,700

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	平成26年6月27日	平成27年8月6日	平成27年6月26日	平成28年8月5日
権利確定前				
期首(株)	373,000		381,500	
付与(株)				59,200
失効(株)			10,000	
権利確定(株)	373,000			59,200
未確定残(株)			371,500	
権利確定後				
期首(株)		55,800		
権利確定(株)	373,000			59,200
権利行使(株)	16,500	12,900		
失効(株)	10,000			
未行使残(株)	346,500	42,900		59,200

	第15回新株予約権
決議年月日	平成28年6月29日
権利確定前	
期首(株)	
付与(株)	367,500
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	367,500
権利確定後	
期首(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

## 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成21年8月7日	平成22年8月10日	平成23年8月10日	平成24年8月8日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,638	1,630	1,630	1,630
付与日における公正な評価単価(円)	945	605	631	862

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	平成24年6月28日	平成25年8月6日	平成25年6月27日	平成26年8月5日
権利行使価格(円)	1,005	1	1,366	1
行使時平均株価(円)	1,930	1,650	1,908	1,646
付与日における公正な評価単価(円)	218	1,075	177	1,746

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	平成26年6月27日	平成27年8月6日	平成27年6月26日	平成28年8月5日
権利行使価格(円)	1,969	1	1,928	1
行使時平均株価(円)	2,097	1,647		
付与日における公正な評価単価(円)	339	1,392	205	1,705

	第15回新株予約権
決議年月日	平成28年6月29日
権利行使価格(円)	1,923
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	378

## 3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション(第14回及び第15回新株予約権)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法           ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第14回新株予約権
株価変動性 (注) 1	28.55%
予想残存期間 (注) 2	5年
予想配当 (注) 3	35円/株
無リスク利率 (注) 4	0.17%

(注) 1 5年間(平成23年8月24日から平成28年8月23日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 平成28年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

	第15回新株予約権
株価変動性 (注) 1	29.69%
予想残存期間 (注) 2	5.50年
予想配当 (注) 3	35円/株
無リスク利率 (注) 4	0.17%

(注) 1 平成23年2月22日から平成28年8月23日までの株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 平成28年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

## 4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
貸倒引当金	648百万円	501百万円
役員退職慰労引当金等	214 "	211 "
未払事業税等	283 "	365 "
未払費用	2,647 "	2,813 "
投資有価証券評価損	317 "	1,747 "
ゴルフ会員権評価損	145 "	146 "
ソフトウェア評価損	30 "	14 "
その他有価証券評価差額金	5 "	0 "
子会社土地評価差額	607 "	607 "
繰越欠損金	437 "	504 "
その他	622 "	1,627 "
繰延税金資産小計	5,961百万円	8,540百万円
評価性引当額	1,599 "	3,265 "
繰延税金資産合計	4,362百万円	5,274百万円
<b>繰延税金負債</b>		
退職給付に係る資産等	507百万円	593百万円
固定資産圧縮積立金	443 "	437 "
特別償却準備金		925 "
子会社土地評価差額	1,013 "	1,121 "
その他	1,112 "	1,359 "
繰延税金負債合計	3,077百万円	4,438百万円
繰延税金資産の純額	1,285百万円	836百万円

## 2 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
再評価に係る繰延税金資産	3,396百万円	3,396百万円
評価性引当額	3,396 "	3,396 "
再評価に係る繰延税金資産の合計		
<b>繰延税金負債</b>		
再評価に係る繰延税金負債	1,428百万円	1,369百万円
再評価に係る繰延税金負債の合計	1,428百万円	1,369百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	1,428百万円	1,369百万円

## 3 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	0.9%	1.0%
永久に益金に算入されない項目	0.1%	0.8%
住民税均等割等	0.8%	0.9%
のれんの償却額	0.8%	4.1%
税率変更による期末繰延税金資産及び繰延税金負債の減額修正	0.1%	
評価性引当額	0.1%	0.0%
その他	0.1%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.7%	36.4%

## 4 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度のものから変更されております。

この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

## (企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

取得による企業結合

## (1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 東京舗装工業株式会社

事業の内容 道路建設工事業、舗装工事業等

企業結合を行った理由

東京舗装工業株式会社(以下、「東京舗装工業」という。)は、国内建設市場の道路建設を中心に一般土木工事、上・下水道工事及びアスファルト合材の製造・販売等、生活インフラ整備において、68年以上に及ぶ実績を有し、今後、防災・減災対策や高速道路整備などの公共インフラ需要が見込まれる中、更にその先を見据え舗装関連の事業領域の拡大にも注力しております。

当社は、この度の子会社化により、舗装工事の内製化、電線類地中化工事の施工体制の強化、リソースの共有と有効活用など、当グループの中核企業である日本コムシス株式会社及び東京舗装工業の相互の強みを活かした広範囲な事業展開によるシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することにより、企業価値の一層の向上を図るものとなりました。

企業結合日

平成28年4月1日

企業結合の法的形式

株式交換

結合後企業の名称

東京舗装工業株式会社

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	3,700百万円
取得原価		3,700百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

株式の種類別の交換比率

東京舗装工業の普通株式 1 株につき、当社の普通株式3,395.35株を割当て交付しました。

交換比率の算定方法

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたっては、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関であるG C A株式会社に東京舗装工業の株式価値の算定を依頼し、G C A株式会社が行った算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、決定しております。一方、本株式交換の対価として交付する当社の株式価値については、東京舗装工業との協議に基づき、変動性株式交換比率方式を採用することを前提に、本株式交換の効力発生日の直前の取引における終値とすることが妥当と判断いたしました。

交付した株式数      2,128,884.45株

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等      108百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

749百万円

発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	6,202 百万円	
固定資産	2,797 "	
資産合計		8,999 百万円
流動負債	5,020 百万円	
固定負債	718 "	
負債合計		5,739 百万円

## (資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

### 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

コムシスグループは、持株会社である当社の下、各統括事業会社を中心としたグループが、それぞれの担当事業について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、統括事業会社を中心としたグループ別のセグメントから構成されており、「日本コムシスグループ」、「サンワコムシスエンジニアリンググループ」、「TOSYSグループ」、「つうけんグループ」、「コムシス情報システムグループ」の5つを報告セグメントとしております。

「日本コムシスグループ」は、主にNTTグループを中心とした電気通信設備工事業を行っております。「サンワコムシスエンジニアリンググループ」は、主にNCCを中心とした電気通信設備工事業を行っております。「TOSYSグループ」は、信越エリアにおける電気通信設備工事業を行っております。「つうけんグループ」は、主に北海道エリアにおける電気通信設備工事業を行っております。「コムシス情報システムグループ」は、情報処理関連事業を行っております。

### 2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更したため、事業セグメントの減価償却の方法を同様に変更しております。

なお、当該変更によるセグメント利益に与える影響額は軽微であります。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失( )、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表 計上額 (注)3
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	コムシス 情報 システム グループ	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	203,753	41,794	23,524	43,721	7,258	320,052	601	320,654		320,654
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	6,431	596	4,859	279	1,676	13,843	6,966	20,810	20,810	
計	210,184	42,391	28,383	44,001	8,935	333,896	7,568	341,464	20,810	320,654
セグメント利益	18,160	1,175	1,090	2,475	661	23,563	3,574	27,138	3,288	23,849
セグメント資産	245,839	28,839	21,033	34,318	5,569	335,601	140,581	476,182	210,116	266,066
その他の項目										
減価償却費	3,268	238	352	836	56	4,753	98	4,851	157	5,009
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	3,472	230	810	1,601	11	6,125	18	6,144	60	6,204

(注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社(純粋持株会社)であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表 計上額 (注)3
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	コムシス 情報 システム グループ	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	213,754	42,209	22,527	46,116	8,515	333,123	1,040	334,163		334,163
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	6,572	1,567	4,336	614	1,472	14,562	12,707	27,270	27,270	
計	220,327	43,776	26,864	46,730	9,987	347,686	13,747	361,434	27,270	334,163
セグメント利益	18,314	1,833	1,231	2,632	760	24,772	9,219	33,991	8,954	25,036
セグメント資産	209,994	29,580	21,886	37,567	6,061	305,089	94,323	399,413	115,046	284,367
その他の項目										
減価償却費	4,093	131	342	899	27	5,493	83	5,577	146	5,723
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	7,414	71	537	1,405	31	9,460	33	9,494	133	9,627

(注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社(純粋持株会社)であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	182,589	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	184,509	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)	全社・消去	合計
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	コムシス 情報 システム グループ	計			
減損損失	444		9			453	16		470

(注)「その他」(コムシスシェアードサービス㈱)については、遊休となった建物等について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	全社・消去	合計
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	コムシス 情報 システム グループ	計			
減損損失	391					391			391

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	全社・消去	合計
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	コムシス 情報 システム グループ	計			
当期償却額	560			33		594			594
当期末残高	2,834			101		2,935			2,935

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	全社・消去	合計
	日本 コムシス グループ (注)	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	コムシス 情報 システム グループ	計			
当期償却額	2,984			33		3,017			3,017
当期末残高	599			67		666			666

(注)「日本コムシスグループ」の当期償却額には、特別損失に計上した「のれん償却額」2,273百万円を含んでおります。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

つうけんグループセグメントにおいて北海道電電輸送㈱を株式の追加取得により連結子会社としたことに伴い、当連結会計年度において負ののれん発生益329百万円を計上しております。

なお、負ののれん発生益の計上額は、当連結会計年度においては386百万円であります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	三浦秀利			当社取締役	（被所有） 直接 0.01		ストック・オプションの権利行使に伴う自己株式の処分	13		

（注）自己株式の処分価額は、平成25年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく平成25年8月6日開催の取締役会決議で定められたストック・オプション（新株予約権）の権利行使価格により決定しております。

なお、「取引金額」欄には、自己株式の処分時の払込金額を記載しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,764.13円	1,848.33円
1株当たり当期純利益金額	136.75円	129.96円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	136.18円	129.52円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	15,420	14,485
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	15,420	14,485
普通株式の期中平均株式数(千株)	112,765	111,462
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	472	373
(うち新株予約権(千株))	(472)	(373)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	平成26年8月5日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 373千株  平成27年8月6日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 381千株	平成28年8月5日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 367千株

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (平成28年3月31日)	当連結会計年度末 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	196,543	202,943
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,163	1,226
(うち新株予約権(百万円))	(542)	(578)
(うち非支配株主持分(百万円))	(621)	(647)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	195,379	201,717
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株 式の数(千株)	110,751	109,134

## (重要な後発事象)

## (自己株式の取得)

当社は、平成29年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類    | 当社普通株式   |
| (3) 取得し得る株式の総数   | 275万株(上限)  |
| (4) 取得価額の総額      | 50億円(上限)   |
| (5) 取得期間         | 平成29年5月10日から平成30年3月31日まで                                       |

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100	100	1.5	
1年以内に返済予定の長期借入金	14	13	0.8	
1年以内に返済予定のリース債務	98	92	2.5	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	24	11	1.0	平成32年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	288	204	2.7	平成30年～平成36年
その他有利子負債				
合計	526	422		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6	5		
リース債務	73	52	37	26

## 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	57,741	132,209	204,903	334,163
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	1,629	6,186	10,897	22,807
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,147	4,128	7,178	14,485
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	10.16	36.63	64.08	129.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	10.16	26.47	27.45	66.59

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	10	10
関係会社預け金	14,203	16,229
未収入金	1 2,258	1 3,066
未収還付法人税等		2,496
繰延税金資産	20	24
その他	49	40
流動資産合計	16,542	21,868
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	3	3
減価償却累計額	3	3
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	26	13
無形固定資産合計	26	13
投資その他の資産		
投資有価証券	97	98
関係会社株式	120,678	68,802
繰延税金資産	83	74
前払年金費用	2	2
その他	96	108
投資その他の資産合計	120,959	69,086
固定資産合計	120,986	69,099
資産合計	137,528	90,968

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
関係会社預り金	65,496	20,217
未払法人税等	1,743	20
その他	670	432
流動負債合計	67,910	20,670
固定負債		
長期未払金	14	10
固定負債合計	14	10
負債合計	67,924	20,680
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	58,815	10,000
その他資本剰余金	33,531	83,524
資本剰余金合計	92,347	93,524
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,998	7,479
利益剰余金合計	2,998	7,479
自己株式	36,282	41,295
株主資本合計	69,063	69,709
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
新株予約権	542	578
純資産合計	69,604	70,287
負債純資産合計	137,528	90,968

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 3,406	1 8,962
経営管理料	1 953	1 1,010
営業収益合計	4,359	9,972
営業費用		
一般管理費	2 936	2 987
営業利益	3,422	8,985
営業外収益		
受取利息	1 53	1 28
有価証券利息	6	
未払配当金除斥益	5	5
その他	0	0
営業外収益合計	64	33
営業外費用		
支払利息	1 45	1 30
自己株式取得費用	23	21
その他	1	0
営業外費用合計	70	53
経常利益	3,417	8,965
特別利益		
新株予約権戻入益		4
その他		0
特別利益合計		4
税引前当期純利益	3,417	8,970
法人税、住民税及び事業税	37	43
法人税等調整額	14	5
法人税等合計	52	49
当期純利益	3,364	8,921

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	58,815	39,102	97,918	3,039
当期変動額					
準備金から剰余金 への振替					
剰余金の配当					3,405
当期純利益					3,364
自己株式の取得					
自己株式の処分			263	263	
自己株式の消却			5,834	5,834	
株式交換による増加					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			5,570	5,570	41
当期末残高	10,000	58,815	33,531	92,347	2,998

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	35,192	75,765	2	500	76,263
当期変動額					
準備金から剰余金 への振替					
剰余金の配当		3,405			3,405
当期純利益		3,364			3,364
自己株式の取得	8,002	8,002			8,002
自己株式の処分	1,077	1,341			1,341
自己株式の消却	5,834				
株式交換による増加					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1	41	43
当期変動額合計	1,090	6,702	1	41	6,659
当期末残高	36,282	69,063	1	542	69,604

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	58,815	33,531	92,347	2,998
当期変動額					
準備金から剰余金への振替		48,815	48,815		
剰余金の配当					4,439
当期純利益					8,921
自己株式の取得					
自己株式の処分			38	38	
自己株式の消却					
株式交換による増加			1,138	1,138	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		48,815	49,993	1,177	4,481
当期末残高	10,000	10,000	83,524	93,524	7,479

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	36,282	69,063	1	542	69,604
当期変動額					
準備金から剰余金への振替					
剰余金の配当		4,439			4,439
当期純利益		8,921			8,921
自己株式の取得	8,000	8,000			8,000
自己株式の処分	427	465			465
自己株式の消却					
株式交換による増加	2,561	3,700			3,700
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			0	35	36
当期変動額合計	5,012	646	0	35	683
当期末残高	41,295	69,709	0	578	70,287

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

## 2 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において営業外収益に表示しておりました「その他」5百万円は「未払配当金除斥益」5百万円、「その他」0百万円として組み替えております。

(追加情報)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(株式交換による完全子会社化)

連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社項目

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
未収入金	2,258百万円	3,066百万円

2 当社は、取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しておりましたが、当事業年度末現在、当該契約は終了しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸出コミットメントの総額	6,000百万円	
借入実行残高		
差引額	6,000百万円	

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

## 営業収益

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
受取配当金	3,406百万円	8,962百万円
経営管理料	953 "	1,010 "

## 営業外収益

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
受取利息	48百万円	28百万円

## 営業外費用

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
支払利息	45百万円	30百万円

## 2 一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
役員報酬	154百万円	173百万円
給料諸手当	276 "	304 "
株式報酬費用	150 "	163 "

## (有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)及び当事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式で市場価格のあるものはありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	平成28年3月31日	平成29年3月31日
子会社株式	120,678	68,802

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
長期未払金	4百万円	3百万円
株式報酬費用	79 "	71 "
未払金	19 "	20 "
その他有価証券評価差額金	0 "	0 "
未払事業税等	0 "	3 "
繰延税金資産合計	104百万円	99百万円
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	0百万円	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円	0百万円
繰延税金資産の純額	104百万円	98百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	1.2%	67.4%
永久に益金に算入されない項目	33.0%	97.7%
税率変更による期末繰延税金資産及び繰延税金負債の減額修正	0.2%	
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.6%	0.5%

## (企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

## (自己株式の取得)

当社は、平成29年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類    | 当社普通株式   |
| (3) 取得し得る株式の総数   | 275万株(上限)  |
| (4) 取得価額の総額      | 50億円(上限)   |
| (5) 取得期間         | 平成29年5月10日から平成30年3月31日まで                                       |

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により、記載を省略しております。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品				3	3		0
有形固定資産計				3	3		0
無形固定資産							
ソフトウェア				68	55	13	13
無形固定資産計				68	55	13	13

(注) 1 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2 「当期末残高」は取得原価により記載しております。

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 <a href="http://www.comsys-hd.co.jp/ir/koukoku/">http://www.comsys-hd.co.jp/ir/koukoku/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

## 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

## 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度（第13期）	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出。
(2) 有価証券報告書の 訂正報告書 及び確認書	事業年度（第13期）	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年9月26日 関東財務局長に提出。
(3) 内部統制報告書	事業年度（第13期）	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出。
(4) 四半期報告書 及び確認書	（第14期第1四半期）	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月8日 関東財務局長に提出。
	（第14期第2四半期）	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月10日 関東財務局長に提出。
	（第14期第3四半期）	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月10日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書		平成28年6月30日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（株式報酬型ストックオプションの付与）の規定に基づく臨時報告書		平成28年8月5日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書		平成28年8月5日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）の規定に基づく臨時報告書		平成29年3月23日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書の 訂正報告書	平成28年8月5日提出の臨時報告書（株式報酬型ストックオプションの付与）の訂正報告書		平成28年8月24日 関東財務局長に提出。
	平成28年8月5日提出の臨時報告書（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の訂正報告書		平成28年8月24日 関東財務局長に提出。
(6) 自己株券買付状況 報告書	報告期間	自 平成28年6月1日 至 平成28年6月30日	平成28年7月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成28年7月1日 至 平成28年7月31日	平成28年8月10日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成28年8月1日 至 平成28年8月31日	平成28年9月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成28年9月1日 至 平成28年9月30日	平成28年10月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年10月31日	平成28年11月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成28年11月1日 至 平成28年11月30日	平成28年12月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成28年12月1日 至 平成28年12月31日	平成29年1月13日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成29年1月1日 至 平成29年1月31日	平成29年2月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成29年2月1日 至 平成29年2月28日	平成29年3月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成29年3月1日 至 平成29年3月31日	平成29年4月14日 関東財務局長に提出。
	報告期間	自 平成29年5月1日 至 平成29年5月31日	平成29年6月14日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

コムシスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	南	成人	印
業務執行社員	公認会計士	原	伸夫	印
業務執行社員	公認会計士	新島	敏也	印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシスホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、コムシスホールディングス株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月29日

コムシスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	南	成人	印
業務執行社員	公認会計士	原	伸夫	印
業務執行社員	公認会計士	新島	敏也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。